

令和7年度

福祉保健部こども政策局の概要

目次

組織機構	1
職員数	2
分掌事務	2
予算の概要	3
長崎県子育て条例行動計画（令和7年度～11年度）数値目標	10
こども政策局の施策体系	14
こども未来課の主要事業	
【こども企画班】	
1．地域で産業でみんなで応援「結婚・子育て」推進事業	15
2．ながさきで家族になろう事業	15
（1）長崎県婚活サポートセンター「あいたか」の運営	
（2）長崎県婚活サポート官民連携協議会の運営	
（3）結婚支援事業の推進	
（4）各種セミナー等の開催	
3．市町少子化対策促進事業	16
（1）市町における少子化克服に向けた取組への支援	
（2）市町事業への補助	
4．こどもが主役！こども場所推進事業	16

【幼児教育・保育支援班】

1．子どものための教育・保育給付事業費	18
(1) 施設型給付費（県費負担分）	
(2) 地域型保育給付費（県費負担分）	
2．地域子ども・子育て支援事業（保育関係）	19
(1) 延長保育事業	
(2) 一時預かり事業	
(3) 病児保育事業	
(4) 実費徴収に係る補足給付事業	
(5) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	
3．保育士人材確保等事業	20
(1) 保育士・保育所支援センター設置運営事業	
(2) 保育所職員研修委託事業	
(3) キャリアアップ研修事業	
(4) 保育士等合同面談会	
(5) 保育士就学資金貸付等事業	
(6) 待機児童対策協議会	
4．保育士試験	22
5．保育士登録（県単）	24
6．福祉施設職員産休等代替職員費補助金（県単）	24

7 . 子育て支援新制度関係対策事業	25
(1) 保育体制強化事業	
(2) 保育補助者雇上強化事業	
(3) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業	
(4) 医療的ケア児保育支援事業	
(5) 保育環境改善等事業	
8 . 私立幼稚園教育振興費補助金	26
9 . 私立幼稚園特別支援教育費補助金	27
10 . 私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金	27
11 . 私立幼稚園子育て支援活動推進事業費補助金	28
12 . 幼児教育推進事業	29
(1) 架け橋プログラム推進事業	
(2) 幼児教育の理解・発展推進事業	
(3) 幼児教育センター運営事業	
13 . 教育支援体制整備事業費交付金(認定こども園設置促進事業)	29
(1) 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備	
(2) 幼児教育の質の向上のためのICT化支援	
14 . 保育士等処遇改善推進事業(長崎県学ぶ保育士等応援事業補助金)(県単)	30
15 . 「次世代へつなぐ保育の魅力向上・発信事業」	30

【地域子育て推進班】

1．子育て支援新制度関係対策事業（子育て支援員研修事業）	31
2．放課後児童クラブ関係事業	31
（1）放課後児童健全育成事業	
（2）母子家庭等児童助成事業（県単）	
（3）放課後児童クラブ関係研修事業	
3．子ども・子育て支援整備事業	33
4．地域子ども・子育て支援事業（地域子育て関係）	33
（1）利用者支援事業	
（2）子育て短期支援事業	
（3）地域子育て支援拠点事業	
（4）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
5．地域子育て支援拠点環境改善事業	34
6．「ココロねっこ運動」推進事業	35
（1）ココロねっこ運動	
（2）子ども・子育て応援の機運醸成（企業等の巻き込み、情報発信）	
7．「ながさきハッピー子育て」環境づくり・機運醸成事業	36
8．インターネット・電子メディア環境改善事業	36
9．子ども・若者支援システム構築事業（県単）	37
10．非行防止・環境浄化対策（県単）	37

こども家庭課の主要事業

【こども・女性支援班】

1．児童福祉振興費	38
2．児童相談所事業	38
3．児童虐待総合対策事業	38
4．児童虐待防止・支援体制強化事業	39
5．児童保護措置費	40
(1) 児童保護措置費(児童養護施設等)(県費負担分)	
(2) 施設入所児童の処遇改善費(県単)	
(3) 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業(県負担分(1/10))	
(4) 社会的養護自立支援拠点事業	
6．里親育成支援事業	41
7．子ども子育て支援事業	42
(1) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	
(2) 子育て世帯訪問支援事業	
8．困難な問題を抱える女性支援及びDV対策事業	43
9．児童心理治療施設高機能化・多機能化モデル事業	44

【家庭福祉・母子保健班】

1．母子・父子自立支援員設置費(県単)	45
2．母子寡婦福祉連合会運営費補助事業(県単)	45

3 . ひとり親家庭等自立支援事業	45
(1) 母子・父子自立支援プログラム策定事業	
(2) ひとり親家庭等自立促進センター事業	
(3) 養育費確保支援事業	
(4) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	
(5) ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業	
4 . ひとり親家庭等日常生活支援事業	47
5 . ひとり親家庭等生活向上事業	48
6 . 子どもの貧困対策推進事業	48
7 . ひとり親家庭指導者人材育成事業 (県単)	49
8 . 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 (特別会計)	49
9 . 児童手当給付費 (県費負担分)	50
1 0 . 乳幼児医療費助成事業 (県単)	50
1 1 . 子ども医療費助成事業 (県単)	51
1 2 . ひとり親家庭医療費助成事業 (県単)	51
1 3 . 母子特定疾病対策事業	52
(1) 育成医療の給付事業	
(2) 結核児童の療育・日用品等給付事業	
(3) 未熟児養育医療の給付事業	
1 4 . 小児慢性特定疾病医療費助成事業	53
1 5 . 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	54

16 . 母子保健管理事業（県単）	56
17 . 母子保健専門強化事業（県単）	57
(1) 先天性代謝異常等検査事業	
(2) 新生児マススクリーニング検査実証事業	
(3) ATL ウイルス母子感染防止対策事業	
(4) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	
(5) 妊活 LINE サポート事業	
18 . 健やか親子21推進事業	57
(1) 母子保健医療推進事業（県単）	
(2) 発達障害児支援体制整備事業（地域生活支援事業）	
(3) 乳幼児健診充実強化事業	
(4) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	
19 . 健やか親子サポート事業	58
(1) 性と健康の相談センター事業	
(2) 妊娠出産包括支援推進事業	
20 . 妊婦のための支援給付事業（旧出産・子育て応援交付金事業）	59
21 . 発達障害者支援事業	59
(1) 発達障害者支援センター運営事業	
(2) 長崎県発達障害児・者総合支援推進会議	
22 . 子ども子育て支援事業	60

(1) 乳児家庭全戸訪問事業	
(2) 養育支援訪問事業	
(3) 親子関係形成支援事業	
2 3 . 妊産婦等相談支援ネットワーク構築事業	61
2 4 . 不妊治療費助成事業 (県単)	62
2 5 . ママの安心出産～産後支援事業	62
【給付班】	
1 . ひとり親家庭等自立支援事業	64
(1) 自立支援給付金事業	
(2) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 (再掲)	
(3) ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業 (再掲)	
2 . 児童扶養手当等給付費	65
(1) 児童扶養手当給付費	
(2) 特別児童扶養手当給付費	

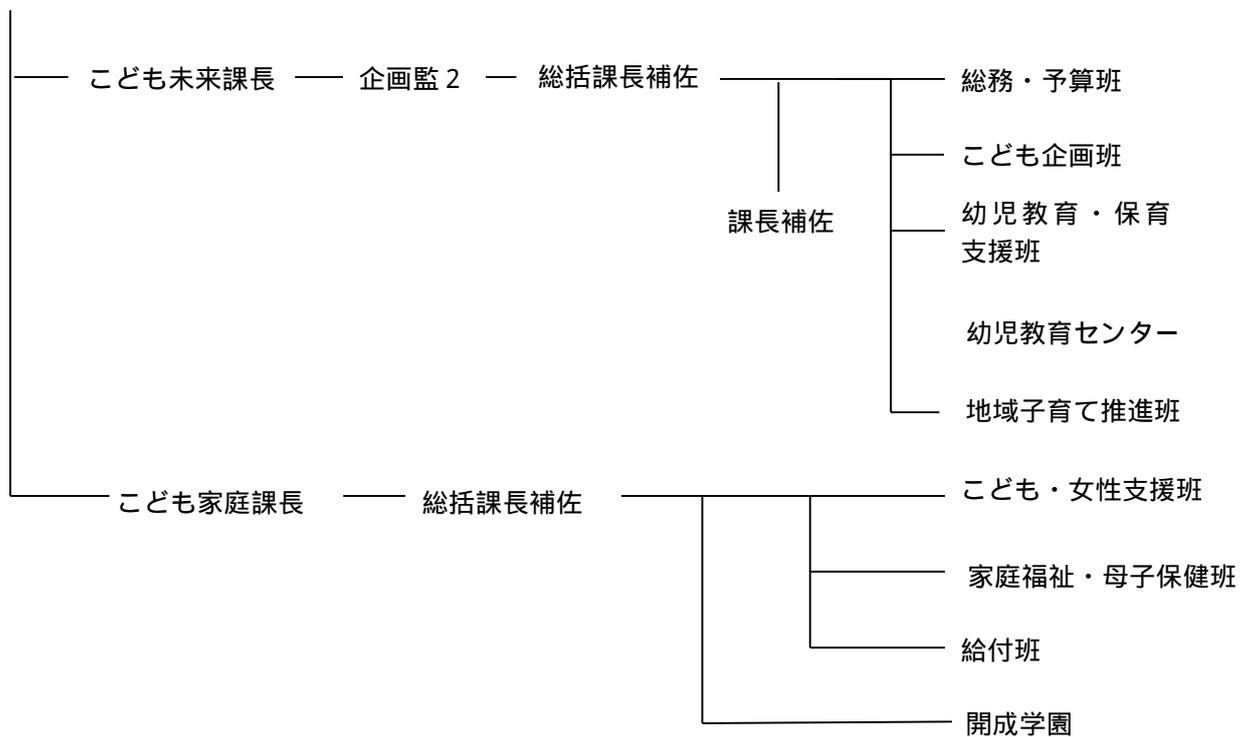
組 織 機 構

職 員 数



組織機構

こども政策局長



職員数

(令和7年4月1日現在)

区 分		総数(人)	職 等		
			事務職等	保健師・管理栄養士・言語聴覚士	現業職員
本 庁	こども政策局	1	1		
	こども未来課	27	26	1(管栄)	
	こども家庭課	20	18	1(保) 1(言)	
	計	48	45	3	
地 方 機 関	開成学園	19	14	1(管栄)	4
	計	19	14	1	4
こども政策局 計		67	59	4	4

分 掌 事 務



分掌事務

こども未来課

- 1 子育て支援の企画及び総合調整に関すること。
- 2 地域の子育て支援に関すること。
- 3 児童の健全育成対策に関すること。
- 4 次世代育成支援対策に関すること。
- 5 子ども・若者育成支援に関すること。
- 6 子ども・子育て支援に関すること。
- 7 子育てと仕事の両立の支援に関すること(他課(室)の所管に属するものを除く。)。
- 8 保育所、幼稚園及び認定こども園等に関すること(教育委員会の所管に属するものを除く。)。
- 9 幼児教育センターに関すること
- 10 保育士の養成機関及び保育士試験に関すること。
- 11 保育所、幼稚園等に関する事業を行うことを主たる目的とする法人の認可等に関する
こと。
- 12 家庭教育に関すること(教育委員会の所管に属するものを除く。)。
- 13 青少年の保護、健全育成に関すること。
- 14 少年保護育成審議会に関すること。
- 15 こども未来課の庶務及び予算経理の事務に関すること。
- 16 こども家庭課の庶務及び予算経理の事務に関すること。
- 17 局内の連絡調整に関すること。
- 18 こども家庭課の所管に属しないこと。

こども家庭課

- 1 児童及び児童のいる家庭の福祉に関すること(他課(室)の所管に属するものを除く。)。
- 2 児童福祉施設(他課(室)の所管に属するものを除く。)及び里親に関すること。
- 3 児童委員及び主任児童委員に関すること(他課(室)の所管に属するものを除く。)。
- 4 児童相談所及び開成学園に関すること。
- 5 児童福祉及び母子福祉に関する事業を行うことを主たる目的とする社会福祉法人その他の法人の認可等に関すること(他課(室)の所管に属するものを除く。)。
- 6 女性支援事業に関すること。
- 7 女性相談支援センター及び清和寮に関すること。
- 8 配偶者からの暴力に関する相談及び被害者の保護に関すること。
- 9 母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること。
- 10 児童手当に関すること。
- 11 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。
- 12 母子保健に関すること。
- 13 不妊治療に関すること。
- 14 福祉医療費に関すること(他課(室)の所管に属するものを除く。)。
- 15 小児慢性特定疾病対策に関すること。
- 16 母体保護に関すること。
- 17 発達障害児の支援に関すること(他課(室)の所管に属するものを除く。)。

予算の概要



予算の概要

一般会計

(単位：千円)

年度 課名	令和7年度 予算額	令和6年度 予算額	予算比較	
			差引増減額 (-)	対前年度比 / (%)
こども未来課	18,412,452	17,094,366	1,318,086	7.7
こども家庭課	9,953,507	9,637,776	315,731	3.3
こども政策局計	28,365,959	26,732,142	1,633,817	6.1
県一般会計予算	734,736,209	734,849,380	113,171	0.0
県一般会計予算に占める こども政策局予算の割合	3.86%	3.64%	+0.22P	-

特別会計【母子父子寡婦福祉資金特別会計】

年度 課名	令和7年度 予算額	令和6年度 予算額	予算比較	
			差引増減額 (-)	対前年度比 / (%)
こども家庭課	155,160	151,337	3,823	2.5

合計

年度	令和7年度 予算額	令和6年度 予算額	予算比較	
			差引増減額 (-)	対前年度比 / (%)
こども政策局	28,521,119	26,883,479	1,637,640	6.1

【予算内訳】

一般会計（子ども未来課）

（単位：千円）

款項目	事業名	本年度 予算額	財源内訳			事業概要
			特定財源		一般財源	
			国庫支出金	その他		
3 生活福祉費		17,842,528	550,966	132,912	17,158,650	
3 児童福祉費		17,842,528	550,966	132,912	17,158,650	
1 児童福祉 総務費		182,778	0	1,000	181,778	
	職員給与費	173,558	0	0	173,558	子ども未来課関係職員給与費 173,558
	児童福祉 企画管理 事務費	9,220	0	1,000	8,220	児童福祉企画調整費 9,220
2 児童福祉 振興費		17,659,750	550,966	131,912	16,976,872	
	児童福祉 対策費	4,799		3,145	1,654	児童福祉振興費 1,654
						保育士登録費 3,145
	ながさき 少子化対策 強化事業費	208,203	180,105	0	28,098	市町少子化対策促進事業費 113,296
						地域で産業でみんなで応援「結婚・子育て」推進事業 40,945
						ながさきで家族になろう事業 37,883
						「ながさきハッピー子育て」環境づくり事業 1,901
						「ながさきハッピー子育て」機運醸成事業 14,178
	子ども場所 等官民連携 プロジェクト費	61,856	10,818	25,500	25,538	子どもが主役！子ども場所推進事業費 43,856
						長崎県子ども未来応援基金積立金 18,000
長崎っ子を 育む県民 協働事業費	26,389	5,803	16,538	4,048	子どもまんなかメディアリテラシー向上事業 2,879	
					地域・企業等との連携によるネット・メディア環境改善事業 1,759	
					ココロねっこ運動推進事業費 20,816	
					非行防止・環境浄化対策費 935	
福祉施設 職員産休等 代替費	6,228	0	0	6,228	福祉施設職員産休等代替費 6,228	
認定子ども 園推進事業 費	298	0	0	298	認定子ども園推進事業費 298	
長崎県安心 子ども基金 事業費	504		504	0	長崎県安心子ども基金事業費 504	

一般会計（こども未来課）

（単位：千円）

款項目	事業名	本年度 予算額	財源内訳			事業概要					
			特定財源		一般財源						
			国庫支出金	その他							
	保育士人材確保等事業費	256,421	12,513	30,000	213,908	保育士人材確保等事業	34,949				
						保育士等処遇改善推進事業	210,000				
						次世代へつなぐ保育の魅力向上・発信事業	11,472				
	子育て支援新制度関係対策費	447,902	337,661	0	110,241	子育て支援新制度関係対策費	447,902				
						（内訳）					
						児童福祉専門分科会	94				
						認可外児童福祉施設立入調査経費	172				
						子育て支援員研修事業	3,946				
						保育体制強化事業	178,779				
						保育補助者雇上強化事業	198,004				
						認可外保育施設の衛生・安全対策事業	48				
						医療的ケア児保育支援事業	52,701				
						保育環境改善等事業	12,008				
						保育所等におけるICT化推進事業	1,499				
放課後居場所緊急対策事業	651										
	子ども・若者支援対策事業費	17,483	0	0	17,483	子ども・若者支援システム構築事業費	17,483				
	児童福祉施設整備費	29,964	0	29,800	164	子ども・子育て支援整備事業費	29,964				
	教育・保育給付事業費	13,677,985	0	0	13,677,985	子どものための教育・保育給付事業費	13,545,034				
						子育てのための施設等利用給付事業費	132,951				
	地域子ども・子育て支援事業費	2,921,718	4,066	26,425	2,891,227	地域子ども・子育て支援事業費（保育関係）	595,687				
						地域子ども・子育て支援事業費（地域子育て関係）	356,285				
						放課後児童クラブ推進事業費	1,940,286				
						放課後児童クラブ支援費	26,460				
						地域子育て支援拠点環境改善事業	3,000				

一般会計（こども未来課）

（単位：千円）

款項目	事業名	本年度 予算額	財源内訳			事業概要
			特定財源		一般財源	
			国庫支出金	その他		
10 教育費		569,924	223,322	0	346,602	
1 教育総務費		17,150	8,234	0	8,916	
4 教育指導費		17,150	8,234	0	8,916	
	幼児教育 推進費	17,150	8,234	0	8,916	幼児教育推進事業費 681 幼児教育センター運営事業費 16,469
9 私立学校 振興費		552,774	215,088	0	337,686	
1 私立学校 振興費		552,774	215,088	0	337,686	
	職員給与費	17,834	0	0	17,834	こども未来課職員給与費 17,834
	私立学校 助成費	534,940	215,088	0	319,852	幼稚園私立学校助成費 534,940 (内訳) 会計年度任用職員報酬等 3,769 私立幼稚園教育振興費補助金 269,712 私立学校特別支援教育費補助金 128,032 私立幼稚園預かり保育推進事業費 補助金 8,800 私立幼稚園子育て支援活動推進事業 費補助金 68,270 教育支援体制整備事業費補助金 (教育の質の向上のための緊急環境 整備) 29,000 園務改善に係るICT化支援 20,250 医療的ケア児支援事業費補助金 5,290 長崎県私立幼稚園連合会補助金 1,817
課 計		18,412,452	774,288	132,912	17,505,252	

一般会計（こども家庭課）

（単位：千円）

款項目	事業名	本年度 予算額	財源内訳			事業概要
			特定財源		一般財源	
			国庫支出金	その他		
3 生活福祉費		9,486,075	2,460,706	238,022	6,787,347	
1 社会福祉費		65,325	27,512	4	37,809	
3 女性支援費		65,325	27,512	4	37,809	
	女性支援費	65,325	27,512	4	37,809	女性相談支援員設置費 11,049 女性相談支援センター費 19,592 清和寮運営費 15,588 DV被害者自立支援事業 16,862 困難な問題を抱える女性支援事業 2,234
3 児童福祉費		9,402,300	2,423,985	238,018	6,740,297	
1 児童福祉 総務費		259,610	21,910	0	237,700	
	職員給与費	259,610	21,910	0	237,700	こども家庭課関係職員給与費 259,610
2 児童福祉 振興費		1,492,486	36,336	218,100	1,238,050	
	児童福祉対策 費	795	0	0	795	児童福祉振興費 795
	福祉医療費 助成費	1,414,403	0	200,000	1,214,403	乳幼児医療費助成費 751,532 子どもの医療費助成事業費 425,524 ひとり親家庭医療費助成費 237,347
	児童福祉 施設整備費	54,504	36,336	18,100	68	児童福祉関係社会福祉施設整備事業 54,504
	児童養護施設等 環境改善事業費	22,784	0	0	22,784	子ども子育て支援事業 22,784
3 児童措置費		6,897,024	2,070,311	19,918	4,806,795	
	長崎こども・ 女性・障害者 支援センター 事業費	35,146	0	0	35,146	長崎こども・女性・障害者支援センター 事業費 35,146
	佐世保こど も・女性・障 害者支援セン ター事業費	13,300	0	0	13,300	佐世保こども・女性・障害者支援セン ター事業費 13,300
	児童相談所 事業費	350,544	172,133	878	177,533	一時保護所費 80,903 児童虐待総合対策事業 231,270 里親育成支援事業 31,254 児童虐待防止・支援体制強化事業 7,117
	開成学園 運営費	67,708	30,949	2,112	34,647	開成学園運営費 67,708

款項目	事業名	本年度 予算額	財源内訳			事業概要
			特定財源		一般財源	
			国庫支出金	その他		
	児童保護費	3,774,084	1,867,229	16,928	1,889,927	児童措置費 3,760,684 児童心理治療施設高機能化・多機能化モデル事業 13,400
	児童手当 給付費	2,656,242	0	0	2,656,242	児童手当給付費 2,656,242
4 母子福祉 対策費		753,180	295,428	0	457,752	
	母子等福祉 対策費	135,933	90,427	0	45,506	母子等福祉指導費 23,825 母子家庭等対策費 4,367 ひとり親家庭等自立支援事業 107,741
	児童扶養 手当等 給付費	617,247	205,001	0	412,246	児童扶養手当等給付費 600,259 児童扶養手当等支給事務費 16,988
4 障害福祉費		18,450	9,209	0	9,241	
3 障害福祉 給付費		18,450	9,209	0	9,241	
	障害福祉 施設措置費	18,450	9,209	0	9,241	発達障害者支援事業 18,450
4 環境保健費		467,432	144,966	13,800	308,666	
1 公衆衛生費		467,432	144,966	13,800	308,666	
1 公衆衛生 総務費		31,359	2,708	0	28,651	
	職員給与費	31,359	2,708	0	28,651	こども家庭課職員給与費 31,359
5 母子衛生費		436,073	142,258	13,800	280,015	
	母子特定 疾病対策費	261,647	103,272	9,200	149,175	母子特定疾病対策費 29,583 小児慢性特定疾病対策総合事業 219,564 不妊治療費助成事業 12,500
	母子保健 対策費	174,426	38,986	4,600	130,840	健やか親子21推進事業 13,955 母子保健管理事業 403 母子保健専門強化事業 86,327 健やか親子サポート事業 1,559 ママの安心出産～産後支援事業 29,263 妊産婦等相談支援ネットワーク構築事業 1,009 出産・子育て応援交付金事業 41,910
課 計		9,953,507	2,605,672	251,822	7,096,013	

特別会計（こども家庭課）

（単位：千円）

款項目	事業名	本年度 予算額	財源内訳			事業概要
			特定財源		一般財源	
			国庫支出金	その他		
1 生活福祉費		155,160	0	155,160	0	
1 母子父子 寡婦福祉費		155,160	0	155,160	0	
1 母子父子 寡婦福祉 資金貸付費		155,160	0	155,160	0	
	母子父子 寡婦福祉 資金貸付費	155,160	0	155,160	0	母子父子寡婦福祉資金貸付費 155,160
課 計		155,160	0	155,160	0	

長崎県子育て条例行動計画
(令和7年度～11年度)の
数値目標



長崎県子育て条例行動計画（令和7年度～11年度）の数値目標

目標項目	基準値 (年度)	目標値 (年度)
1 こどもまんなか社会の実現		
「今の自分が好きだ」と思うこどもの割合	(小) 78.9% (R6)	(小) 上昇 (R11)
	(中) 74.9% (R6)	(中) 上昇 (R11)
	(高) 71.5% (R6)	(高) 上昇 (R11)
2 妊娠・出産の支援		
妊産婦死亡数	0人 (R5)	0人 (毎年)
不妊治療費助成組数	259組 (R5)	-
妊娠・出産に関する正しい知識などの普及を図る健康教育参加者の理解度	99% (R5)	100% (毎年)
3 こどもや子育て家庭への支援		
こども家庭センター設置市町数	0市町 (R4)	21市町 (R8)
保育所待機児童数	0人 (R5)	0人 (毎年)
病児・病後児保育実施施設数	46箇所 (R5)	63箇所 (R11)
放課後児童クラブやその他の団体等と連携して、充実した活動ができていると指導者・関係者が自己評価する「地域子ども教室」の割合	48.9% (R5)	60% (R10)
こどもの居場所設置数	110箇所 (R6)	307箇所 (R11)
児童生徒の不読率（1か月に本を1冊も読まなかった者の割合）	(小) 0.1% (R5)	(小) 0.1% 以下を維持 (毎年)
	(中) 0.4% (R5)	(中) 0.6% 以下を維持 (毎年)
	(高) 14% (R5)	(高) 13% 以下を維持 (毎年)
「体育の授業で運動のやり方やコツがわかった」児童生徒の割合	87.9% (R5)	90%以上を維持 (R10)
私立幼稚園・私立保育所・幼保連携型認定こども園の耐震化率	91% (R5)	100% (R11)
私立小・中・高等学校の耐震化率	89.8% (R5)	100% (R11)
県内高校生の県内就職率	61.1% (H30)	68% (R7)

目標項目		基準値 (年度)	目標値 (年度)
	子ども・若者総合相談センターにおける支援機関とのマッチング割合	73.5% (R5)	70%以上を維持 (毎年)
	障害福祉サービス事業所で福祉的就労をしている障害者の平均工賃月額	25,144円 (R5)	27,500円 (R8)
	保育施設等における死亡事故発生件数	0件 (R5)	0件 (毎年)
	命の尊さや家庭生活・家族の大切さなど、自分の将来を考えさせる教育を充実させる研修会の理解度	98.8% (R5)	97%以上を維持 (毎年)
	ながさきファミリープログラムの参加者の満足度	99% (R5)	90%以上を維持 (毎年)
	自分の周りに遊びや体験活動の機会や場が十分にあると思うこどもの割合	40.4% (R5)	50% (R11)
	人権意識を持って生活していると思う人の割合	73.6% (R4)	80% (R10)
4 仕事と生活が調和する社会の実現			
	20～59歳のうち、家庭生活において男女が家事や育児等を協力して行っていると思う人の割合	42.4% (R元)	47.5% (R7)
	生活時間の配分について、仕事の時間・家族との時間・個人の時間のバランスを優先する人の割合	36.6% (R5)	45% (R11)
	ワーク・ライフ・バランスや処遇改善に取り組んでいる企業の割合	75.3% (H30)	87.5% (R7)
	放課後児童クラブ待機児童数	35人 (R5)	0人 (毎年)
5 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援			
	学校内又は学校外の専門的な指導や相談をうけた不登校児童生徒の割合	86% (R5)	93% (R10)
	社会的養護における里親等への委託措置率	19.1% (R5)	34.9% (R7)
	心理支援を受けた保護者の養育に対する自信度の向上	-	100% (毎年)
	公立の幼・小・中・高等学校における個別の教育支援計画作成率	98.2% (R5)	100% (R10)
	ペアレント・プログラム支援者数	44人 (R5)	50人 (R7)
	生活支援講習会・情報交換事業参加人数	650人 (R5)	現行値改善 (R11)
	生活保護世帯に属するこどもの進学率	高等学校等 95.8% (R元～R5平均)	95.8%以上を維持 (毎年)
		大学等 28.9% (R元～R5平均)	40%以上 (R11)

目標項目	基準値 (年度)	目標値 (年度)
生活保護世帯に属するこどもの高等学校等中退率	3% (R元～R5平均)	3%以下を維持 (毎年)
児童養護施設のこどもの進学率	高等学校等 100% (R5)	100% (R7)
	大学等 36.7% (R5)	45% (R7)
ひとり親家庭のこどもの就園率 (保育所・幼稚園等)	87.6% (R4)	現行値改善 (R11)
電気、ガス、水道料金の未払い経験 (こどもがある全世帯)	電気・ガス・水道などが 止まった経験 1.7% (R5)	現行値改善 (R11)
食料又は衣服が買えない経験 (こどもがある全世帯)	必要な食料品が買えな かった経験 5.1% (R5)	現行値改善 (R11)
	必要な服や靴を買うこ とを控えた経験 23.7% (R5)	現行値改善 (R11)
こどもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合(ひとり親世帯)	悩みや子育ての相談 などをできる人が欲 しいがない 10.2% (R5)	現行値改善 (R11)
ひとり親家庭の親の就業率	母子世帯 92.5% (R4)	現行値改善 (R11)
	父子世帯 94.9% (R4)	現行値改善 (R11)
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	母子世帯 53.7% (R4)	現行値改善 (R11)
	父子世帯 66.9% (R4)	現行値改善 (R11)
こどもの貧困率	13.9% (R5)	現行値改善 (R11)
ひとり親世帯の貧困率	48.3% (R5)	現行値改善 (R11)
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合	母子世帯 40.5% (R4)	全国直近値 (R11)
	父子世帯 17% (R4)	全国直近値 (R11)
ひとり親家庭で養育費を受け取っていないこどもの割合	母子世帯 70.2% (R4)	現行値改善 (R11)
	父子世帯 93.1% (R4)	現行値改善 (R11)

目標項目	基準値 (年度)	目標値 (年度)
6 安全・安心な子育ての環境づくり		
携帯電話所持の児童・生徒のフィルタリング・ペアレンタルコントロール等利用率	63% (R5)	63%以上を維持 (R7~11)
県営住宅におけるバリアフリー化率	55.7% (R5)	61% (R11)
通学路の歩道等の整備延長	0km (R7)	12.5km (R11)
7 県民総ぐるみの子育て支援		
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	27.8% (R5)	70% (R11)
家族が自分と向き合う時間を十分にとってくれていると思うこどもの割合	79% (R6)	84% (R11)
8 こどもの心と命を守るための取組		
児童虐待防止対策を担う市町職員の資質向上のための研修受講者数	58人 (R5)	59人 (R11)
5歳児健診実施市町数	19市町 (R5)	21市町 (R11)

こども政策局の施策体系（長崎県子育て条例行動計画より）

基本理念

県民総ぐるみの子育て支援

めざすもの

こどもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境の整備 ・ 安心してこどもを産み育てることのできる社会の実現

基本的な考え方

こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有するとともに、こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。

こどもの健やかな育ちを支えるため、セーフティネットを構築し、教育の機会や生活を守る

保護者の子育て力を高め、子育て家庭に切れ目のない支援を行う

個性や多様性が尊重され、こどもが自己肯定感を高め、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる社会をつくる

地域のこどもをしっかりと育てる地域力を高める

仕事と生活の調和により、家庭生活や余暇などを豊かにする。そして、家族のふれあいや安定した生活に希望を持ち、結婚・出産を望む人が、決断できる社会をつくる

様々な遊びや学び、体験等の機会を提供し、こどもの生きる力をはぐくむ

こどもが失敗をおそれずチャレンジできる、寛容性のある社会をつくる

出会い・結婚

妊娠・出産

子育て期（乳幼児等）

子育て期（学童期以降）

1 こどもまんなか社会の実現

- ①こども・若者の社会参画・意見反映

2 妊娠・出産の支援

- ①妊娠・出産期における支援
- ②不妊治療対策の充実

3 こどもや子育て家庭への支援

- ①こどもの成長に応じた支援 ②こどもの健やかな育ちへの支援 ③家庭・地域・学校等の連携によるこどもの育成

4 仕事と生活が調和する社会の実現

- ①仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し ②仕事と子育ての両立のための基盤整備 ③結婚・妊娠・出産、子育ての希望が叶う社会の実現

5 きめ細かな対応が必要なこどもと親への支援

- ①いじめ・不登校、児童虐待防止対策等の推進 ②障害児施策の充実
- ③ひとり親家庭等の自立支援の推進 ④こどもの貧困対策

6 安全・安心な子育ての環境づくり

- ①こどもを取り巻く有害環境対策及びインターネット・電子メディア環境改善の推進 ②こども等の安全の確保
- ③子育てを支援する生活環境の整備

7 県民総ぐるみの子育て支援

- ①社会全体でこどもを応援する気運の醸成
- ②ココロねっこ運動の推進 ③家庭の日の普及

8 こどもの心と命を守るための取組

- ①関係機関の連携強化 ②特別な配慮が必要なこどもへの支援

※2～4は人口減少対策として「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる施策

こども未来課の主要事業



【こども企画班】

1 地域で産業でみんなで応援「結婚・子育て」推進事業【継続】

ア 目的

地域・企業コーディネーターにより、県・市町と結婚支援、子育て支援、地域づくり等にかかる各種団体の連携を図り、企業や地域コミュニティなどによる主体的な結婚・子育て応援の取組を推進するとともに、効果的な情報発信やセミナー等による気運醸成、意識啓発を推進する。

イ 事業概要

(1)「結婚・子育て応援」気運醸成事業

結婚支援、子育て支援の相互のネットワークを活用した支援者の掘り起こし

企業・団体による主体的な取組の促進

メディア等とのタイアップ、SNSの活用等によるターゲットを明確にした情報発信

若い世代に対するライフデザインを考える機会の提供 等

ウ 実施主体 県（委託）

エ 予算額 40,945 千円

2 ながさきで家族になろう事業【継続】

ア 目的

「長崎県婚活サポートセンター」において、市町・企業等との連携のもと、お見合いシステムをはじめとする3つの結婚支援事業を有機的に連動させて一体的に推進していくとともに、各種セミナー・イベント等の実施により、結婚を望む独身男女の婚活を支援する。

イ 事業概要

(1)長崎県婚活サポートセンター「あいたか」の運営

県相談窓口の設置

市町相談窓口への支援

婚活サポーターの養成・活動支援 等

(2)長崎県婚活サポート官民連携協議会の運営

(3)結婚支援事業の推進

データマッチングシステム（お見合いシステム）

独身者が希望の相手を専用端末やスマートフォン等で検索し、お見合いの申し込みを行う、1対1の出会いをサポートするシステムを運営する。

婚活サポーター縁結び隊

県において、婚活支援ボランティア「縁結び隊」を養成・認定し、結婚を希望する独身者の会員プロフィールからお見合い相手を探してもらい、引き合わせを実現する。

ながさきめぐりあい事業

めぐりあい応援隊（ 1 ）において企画・実施する婚活イベント等の情報を集約し、めぐりあい隊（ 2 ）に対し、ホームページやメールマガジンの配信等を通じて情報提供を行う。

1：めぐりあい応援隊 ... 出会いのきっかけとなる婚活イベント等（交流パーティー、バスツアー、体験教室等）を企画・実施する店舗・企業等

2：めぐりあい隊 ... 結婚を希望する独身男女（イベント参加には会員登録が必要）

（4）各種セミナー等の開催

県の婚活支援事業における会員数の増加やマッチング率の向上のため、市町・団体と連携したセミナー・研修・イベントを開催する。

ウ 実施主体 県（委託）

ながさきめぐりあい事業については、県とめぐりあい事務局（（公財）ながさき地域政策研究所）の協働事業であり、運営はめぐりあい事務局が担っている。（県は費用負担なし）。

エ 予算額 37,883 千円

3 市町少子化対策促進事業

（1）市町における少子化克服に向けた取組への支援

ア 目的

各市町における少子化克服に向けた計画の策定や具体的対応策の企画・立案を支援し、合計特殊出生率の上昇に資する効果的な取組を促す。

イ 実施主体 県

ウ 予算額 1,582 千円

（2）市町事業への補助

ア 目的

国の地域少子化対策重点推進交付金を活用し、結婚、妊娠・出産、幼児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・気運の醸成に資する取組や、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかるコストを支援する市町事業に対して助成を行う。

イ 実施主体 市町

ウ 補助率 3 / 4、2 / 3、1 / 2（事業メニューにより異なる）

エ 予算額 111,714 千円

4 こどもが主役！こども場所推進事業

ア 目的

こども場所（こどもの居場所、体験提供）の充実のため、多様な主体の連携による官民ネットワークの構築や中間支援組織による活動者の支援等を行うとともに、こども施策に関してこどもへの意見聴取を実施する。

イ 事業概要

(1) こども場所の充実

官民ネットワーク構築、中間支援組織の設置等による活動者の支援やマッチングの促進
居場所立上げやモデルとなる多様な体験提供への補助（基金による支援）

こども食堂への支援を行う市町への補助 【こども家庭課 家庭福祉・母子保健班】

こども場所応援サイトの構築

長崎県こども未来応援基金への積立

(2) こどもの意見聴取と施策への反映

こどもアンケート調査の実施

こどもまんなかミーティングの開催

ウ 実施主体 県（委託）、市町

エ 予算額 61,856 千円

【幼児教育・保育支援班】

1 子どものための教育・保育給付事業費

(1) 施設型給付費（県費負担分）

特定教育・保育給付費（全国統一費用部分）

ア 事業概要

特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）に対する施設型給付費のうち、保育認定子ども（2～3号）にかかる費用及び教育認定子ども（1号）にかかる全国統一費用の県費負担金

イ 負担率 国1/2、県1/4、市町1/4

ウ 予算額 12,307,299 千円

特定教育・保育給付費（地方単独費用部分）

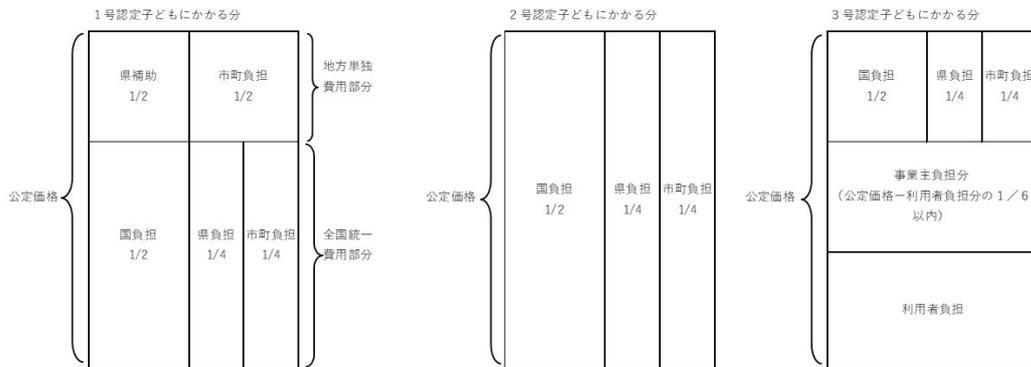
ア 事業概要

認定こども園・幼稚園に対する施設型給付費負担金のうち、教育標準時間認定子ども（1号）にかかる地方単独費用に対する補助

イ 補助率 県1/2、市町1/2

ウ 予算額 1,017,484 千円

《施設型給付費の構造》



(2) 地域型保育給付費（県費負担分）

ア 事業概要

特定地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・事業所内保育等）に対する地域型保育給付費県費負担金

イ 負担率 国1/2、県1/4、市町1/4

ウ 予算額 220,251 千円

2 地域子ども・子育て支援事業（保育関係）

（１）延長保育事業

ア 目的

保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図る。

イ 実施主体 市町

ウ 補助率 国 1 / 3、県 1 / 3、市町 1 / 3

エ 予算額 125,046 千円



（２）一時預かり事業

ア 目的

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所で一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図る。

- ・一般型 … 保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点、駅周辺等の利便性の高い場所など、一定の利用児童が見込まれる場所で、主に未就園児を対象に実施
- ・幼稚園型 … 幼稚園又は認定こども園で、主として在園児を対象に教育時間の前後又は長期休業日等に実施
- ・幼稚園型 … 幼稚園で、家庭において必要な保育を受けることが困難であるとして市町の認定を受けた２歳児を対象に実施
- ・余裕活用品型 … 保育所、認定こども園、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育のうち、当該施設の利用児童が利用定員に満たない場所で、未就園児を対象に実施
- ・居宅訪問型 … 利用児童の居宅において、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった集団保育が困難な障害児などを対象に実施

イ 実施主体 市町

ウ 補助率 国 1 / 3、県 1 / 3、市町 1 / 3

エ 予算額 266,809 千円

（３）病児保育事業

ア 目的

病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応並びに病気の児童の自宅に訪問することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図る。

- ・病児対応型 … 地域の子どもの対象に病児を受入
- ・病後児対応型 … 地域の子どもの対象に病後児を受入

・体調不良児対応型 ... 自園の子どもを対象に体調不良児への対応のほか、入所児童に対して保健的な対応等を図る

・非施設型（訪問型）... 地域の子どもを対象に病児又は病後児を児童宅で保育

イ 実施主体 市町

ウ 補助率 国 1 / 3、県 1 / 3、市町 1 / 3

エ 予算額 179,106 千円

(4) 実費徴収に係る補足給付事業

ア 目的

認定こども園、幼稚園、保育所等において特定教育・保育等を受けた場合に負担する、日用品、文房具、給食費、その他の教育・保育に必要な費用の全部又は一部を助成する。

イ 実施主体 市町

ウ 補助率 国 1 / 3、県 1 / 3、市町 1 / 3

エ 予算額 3,560 千円

(5) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

ア 目的

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を助成する。

イ 実施主体 市町

ウ 補助率 国 1 / 3、県 1 / 3、市町 1 / 3

エ 予算額 17,602 千円

3 保育士人材確保等事業

(1) 保育士・保育所支援センター設置運営事業

ア 目的

潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援等を行う「保育士・保育所支援センター」を設置し、保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する。

イ 事業概要

保育士・保育所支援センターに保育士再就職支援コーディネーターを配置し、保育人材の求人・求職サイト「保いっぷ」の運営管理、募集採用状況の把握、求職者と雇用者双方のニーズ調整、保育所に対し潜在保育士の活用に関する助言等の実施、「次世代へつなぐ保育の魅力向上・発信事業」に関するパンフレット作成や専門部会開催に関する業務等を実施。

ウ 委託先 (一社)長崎県保育協会

エ 負担割合 国 1 / 2、県 1 / 2

オ 予算額 5,412 千円

(2) 保育所職員研修委託事業

ア 目的

保育所職員の専門的研修を行い、職員の資質の向上を図ることによって多様化した保育需要に対応する。

イ 事業概要

食育研修会、 保育研修会、 初任者研修会、 施設長研修会、 主任・主幹研修会、
保健研修会

ウ 委託先 (一社)長崎県保育協会

エ 負担割合 国1/2、県1/2

オ 予算額 2,539 千円

(3) キャリアアップ研修事業

ア 目的

技能と経験に応じて、最大で月額4万円が支給される処遇改善等加算の支給要件として受講義務が課されている研修を実施する。

イ 事業概要

国が示した「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」に基づき、乳児保育、 幼児教育、
障害児保育(特別支援教育)、 食育・アレルギー対応、 保健衛生・安全対策、 保護者支援・
子育て支援、 マネジメントの7分野について、1分野ごとに15時間の講義や演習などを行う。

ウ 負担割合 国1/2、県1/2

エ 予算額 9,413 千円

(4) 保育士等合同面談会

ア 目的

保育士・幼稚園教諭を養成している大学・短大の新規卒業者等の県内保育所等への就職促進を図る。

イ 事業内容

保育士・幼稚園教諭を養成している大学・短大の卒業予定者や潜在保育士に対し、県内保育所・
幼稚園・認定こども園との合同面談会を県内2カ所(長崎・佐世保)、対面及びオンラインで開催
する。

ウ 負担割合 国1/2、県1/2

エ 予算額 2,522 千円

(5) 保育士修学資金貸付等事業

ア 目的

保育士資格の新規取得者や潜在保育士の確保、保育士の離職防止を図る。

イ 事業概要

指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金等の貸付及び潜
在保育士への就職準備金の貸付を行う。

ウ 実施主体 長崎県社会福祉協議会

工 補助率 国 9 / 10、県 1 / 10
オ 予算額 15,013千円

(6) 待機児童対策協議会

ア 目的

県による市町の待機児童解消の取組の支援等をより実効的なものとするため、県を中心に、関係者全員参加の下で協議をする場を設け、待機児童及び保育をめぐる諸問題解消を促進する。

令和7年度より、「次世代へつなぐ保育の魅力向上・発信事業」にかかる専門部会を設置する。

イ 事業内容

県、市町、保育士養成校、保育施設等関係団体をメンバーとして協議会を設置、年数回開催。

ウ 予算額 50 千円

4 保育士試験

ア 受験資格（次のいずれかに該当する者）

- (ア) 学校教育法による大学に2年間以上在学して62単位以上修得した者。高等専門学校を卒業した者等（見込みも含む）
- (イ) 高校卒業者もしくは文部科学大臣が高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認定した者等であって、児童福祉施設で2年以上児童の保護に従事した者
- (ウ) 児童福祉施設において、5年以上児童の保護に従事した者
- (エ) 平成3年3月31日以前に高等学校を卒業した者等
- (オ) 平成8年3月31日までに高等学校保育科を卒業した者

イ 受験科目

- (筆記) 社会福祉、子ども家庭福祉、保育の心理学、子どもの保健、子どもの食と栄養、保育原理、教育原理及び社会的養護、保育実習理論
- (実技) 保育実習実技（音楽に関する技術・造形に関する技術・言語に関する技術）
保育実習実技は3分野から2分野選択

ウ 受験科目の一部免除

- (ア) 前々年以降、各々の都道府県や保育士試験事務センターが行った保育士試験で合格した科目（平成27年の保育士試験より特定の期間の実務経験により合格科目免除期間の延長ができる）
- (イ) 厚生労働大臣指定の学校で、専修した免除指定科目
- (ウ) 幼稚園教諭免許を有する者（保育の心理学、教育原理、保育実習実技）
- (エ) 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者（社会的養護、児童家庭福祉、社会福祉）

エ 資格取得特例制度

平成26年の保育士試験より、新たな認定こども園制度への円滑な移行・促進のため、実務経験を有する幼稚園教諭の保育士資格取得について、履修科目・試験科目を軽減する特例を設ける。

- (ア) 特例期間 新たな認定こども園制度施行（平成27年4月）から5年後（平成31年度末）まで。（5年後（令和6年度末）まで延長されたが更に5年後（令和11年度

末)まで延長)

(イ) 特例適用要件

以下の施設における3年かつ4,320時間の勤務経験が必要

- ・幼稚園、認定こども園、保育所、特別支援学校幼稚部、特例保育を実施する施設(旧へき地保育所)、認可外保育施設(認可外保育施設指導監督基準を満たし、一定規模の集団により、継続的に保育を行う施設)、幼稚園併設型認可外保育施設、小規模保育事業A型及びB型・事業所内保育事業(利用定員6名以上)、公立の認可外保育施設

(ウ) 特例内容

- ・保育士養成施設において所定科目の8単位(福祉と養護、相談支援、保健と食と栄養、乳児保育各2単位)を履修することにより筆記試験免除

または

- ・筆記試験9科目のうち3科目(保育の心理学、教育原理、保育実習理論)と実技試験が免除
- ・令和5年度からは、上記に加えて、新制度施行後の幼保連携型認定こども園における保育教諭としての実務経験を「2年以上かつ2,880時間以上」有するものは、特例教科目8単位のうち更に2単位を修得したものとみなす。

オ 受験料など

平成18年度より保育士試験事務のすべては、保育士試験指定試験機関である保育士試験事務センターが行う。

(ア) 受験手数料 12,700円

(特例制度による筆記試験免除の場合、試験免除申請手数料として2,400円)

- (イ) 試験日
- 〔筆記(前期)〕令和7年 4月19日(土) ~ 4月20日(日)
 - 〔実技(前期)〕令和7年 6月29日(日)
 - 〔筆記(後期)〕令和7年10月18日(土) ~ 10月19日(日)
 - 〔実技(後期)〕令和7年12月 7日(日)

平成28年度から前期・後期の年2回実施

- (ウ) 試験申込先 保育士試験事務センター((一社)全国保育士養成協議会内)
- 〒171-8536 東京都豊島区高田3-19-10
- フリーダイヤル 0120-4194-82

(エ) 受験申請書受付期間(令和5年の申請からオンライン申請を開始)

前期:令和7年1月9日(木)~令和7年1月29日(水)消印有効

オンライン申請受付期間 開始日同日午前10時から最終日同日午後5時まで

後期:令和7年7月4日(金)~令和7年7月24日(木)消印有効

オンライン申請受付期間 開始日同日午前10時から最終日同日午後5時まで

カ 推移

区分	受験者数 人	全科目合格		一部科目合格	
		合格者数 人	合格率 %	合格者数 人	合格率 %
年度					
平成31年(1回目)	263	43	16.35	143	54.37
平成31年(2回目)	257	76	29.57	130	50.58
令和2年(1回目)	244	8	3.28	0	0

令和2年(2回目)	271	54	19.93	166	61.25
令和3年(1回目)	234	36	15.38	126	53.84
令和3年(2回目)	262	40	15.27	153	58.40
令和4年(1回目)	264	81	30.7	118	44.70
令和4年(2回目)	226	64	28.3	101	44.69
令和5年(1回目)	202	58	28.71	101	50
令和5年(2回目)	187	40	21.39	98	52.41
令和6年(1回目)	192	53	27.6	87	45.31
令和6年(2回目)	163	34	20.86	84	51.53

令和2年(1回目)は筆記試験中止のため、合格者数は筆記試験免除者の実技試験合格者
特例制度による試験免除申請者数

(H31) 18名(全員合格) (R2) 8名(全員合格) (R3) 3名(全員合格)
(R4) 5名(全員合格) (R5) 2名(全員合格) (R6) 5名(全員合格)

5 保育士登録(県単)

ア 保育士資格の法定化

児童福祉法の改正(平成15年11月29日施行)により、保育士資格が法定化され、児童福祉施設の任用資格から名称独占資格に改められた。

イ 登録

保育士として業務を行うには、都道府県知事へ登録し、「保育士登録証」の交付を受けなければならない。(保育士として働かない場合は、資格を持っていても必ずしも登録をする必要はない。)

〔登録先〕・指定保育士養成施設の卒業者：申請時点の住所地の都道府県知事

・保育士試験合格者：合格地の都道府県知事

ウ 登録手数料

- a 保育士登録申請手数料 4,200円
- b 保育士登録証書換え交付手数料 1,600円
- c 保育士登録証再交付手数料 1,100円

エ 申請先

登録事務処理センター((福)日本保育協会内)
〒102-0083 東京都千代田区麹町1丁目6番2号

オ 予算額 2,860千円

6 福祉施設職員産休等代替職員費補助金(県単)

ア 目的

児童福祉施設等(公立及び中核市除く)の職員が出産、疾病、負傷のため長期間勤務を休む場合、臨時的に代替職員を任用し、入所者の正常な保護を確保すると共に施設職員の健康の保全を図る。

イ 事業概要

対象職種	保育士・看護師・介護職員・支援員・保健師・寮母・児童生活支援員・児童自立支援専門員・指導員（児童指導員・生活指導員・職業指導員等）・セラピスト（作業療法士・理学療法士等）・栄養士・調理員	
対象期間	産休	・出産予定日前8週間目に当たる日から産後8週間を経過するまでの期間 ・多胎妊娠の場合は出産予定日以前14週間目に当たる日から産後8週間を経過するまでの期間
	病休	疾病のため休む期間が、30日を越える日から60日間
補助率	1/2	
日額単価	7,624円	

平成17年度から一般財源化され、県へ交付税措置されたため、県単独で補助する。

ウ 予算額（中核市を除く） 2,628千円

7 子育て支援新制度関係対策事業

(1) 保育体制強化事業

ア 目的

地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材（以下「保育支援者」という。）を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備する。

イ 事業概要

民間保育所に対し、保育支援者の配置に要する費用の一部を補助する。

ウ 実施主体 市町

エ 補助率 国1/2、県1/4、市町1/4

オ 予算額 178,779千円

(2) 保育補助者雇上強化事業

ア 目的

短時間勤務の保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（保育補助者）を雇上げることにより、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止及び、保育人材の確保を目的とする。

イ 事業概要

民間保育所に対し、保育支援者の配置に要する費用の一部を補助する。

ウ 実施主体 市町

エ 補助率 国3/4、県1/8、市町1/8

オ 予算額 198,004千円

(3) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業

ア 目的

認可外保育施設の保育士等に対する健康診断を実施することにより、認可外保育施設における衛生・安全対策を図り、もって児童の福祉の向上を図る。

イ 実施主体 市町

- ウ 補助率 国 1 / 3、県 1 / 3、市町 1 / 3
- エ 予算額 48 千円

(4) 医療的ケア児保育支援事業

ア 目的

人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が、保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ることを目的とする。

イ 事業概要

医療的ケア児の支援ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、障害福祉、教育等の関係機関との連携を図り、対象児童の様態や成長に合わせた支援を行うことを前提とした上で、認定特定行為業務従事者である保育士等又は看護師等、対象児童の医療的ケアに従事する職員の配置等に要する費用の一部を補助する。

- ウ 実施主体 市町
- エ 補助率 国 2 / 3、県 1 / 6、市町 1 / 6
- オ 予算額 52,701 千円

(5) 保育環境改善等事業

ア 目的・事業概要

保育所等において、障害児や医療的ケア児を受け入れるために必要な改修、熱中症対策として、冷房設備を新規設置するための改修を行う費用を補助し、児童の福祉の向上を図る。

- イ 実施主体 市町
- ウ 補助率 国 1 / 3、県 1 / 3、市町 1 / 3
- エ 予算額 5,261 千円

8 私立幼稚園教育振興費補助金

ア 目的

私立幼稚園における教育の振興と保護者の教育費負担の軽減を図る。

イ 事業概要

幼稚園・幼保連携型認定こども園を設置する学校法人に対し、幼稚園等を運営するために要する経常的経費を補助する。

(ア) 一般補助（ 確認を受けない幼稚園のみ対象）

予算額を別に定める基準により配分

(イ) 特別加算

a 種免許状保有教員配置促進

種免許状保有の教員を配置している幼稚園に対し、実績に応じて配分

b 財務状況改善促進

財務状況の改善を図っている幼稚園に対し、実績に応じて配分

c 幼稚園教諭の処遇改善加算

通常のベースアップを超える処遇改善を実施している幼稚園に対し配分



d 特別支援教育加算

障害を持つ幼児を1人受け入れている幼稚園等へ配分（5月1日時点の園児数80人以上）

e 食育の推進

食育の推進を図っている幼稚園に対し配分

f 幼児教育の推進

特色ある園づくりを自ら企画し取り組んでいる幼稚園に対し配分

（ウ）原油価格・物価高騰対策に係る給食費等の負担軽減対策

ウ 補助額 実績等に応じた配分

エ 予算額 269,712千円

3,562千円（給食費支援）（令和6年度繰越予算）

9 私立幼稚園特別支援教育費補助金

ア 目的

私立幼稚園における心身に障害を持つ園児の教育に要する人件費や経費の一部を補助し、特別支援教育の振興を図る。

イ 事業概要

障害を持つ幼児を1名以上在園させ、継続的に特別支援教育を行っている学校法人に対し、特別支援教育に係る経常的経費を助成する。（対象園児が1名の場合は、5月1日時点の園児数が80人未満であることが条件）

ウ 補助額 障害をもつ園児一人当たり 784千円

エ 補助率 国1/2、県1/2

オ 予算額 128,032千円

10 私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金

ア 目的

私立幼稚園が教育時間終了後も園児を幼稚園内で過ごさせる保育事業に対し補助を行い、子育てを支援する。

イ 事業概要

開園日の4/5以上の日数、1日2時間以上の預かり保育を開設する幼稚園（一時預かり事業（幼稚園型）の補助対象を除く）を設置する学校法人に対し、預かり保育の実施に要する人件費及びその他の経費を補助する。

ウ 補助基準額

開園日数及び預かり保育時間	預かり保育担当者数	1園当たり補助基準額
開園日の4/5以上の日数 1日2時間以上4時間未満開設	1人	800千円
	2人	1,300千円
	3人以上	1,800千円

開園日の4 / 5以上の日数 1日4時間以上開設	1人	1,200千円
	2人	1,700千円
	3人以上	2,200千円
開園日の4 / 5以上の日数 1日4時間以上開設 18時以降(18時含む)も開設	1人	1,400千円
	2人	1,900千円
	3人以上	2,400千円

エ 補助率 国1 / 2、県1 / 2

オ 予算額 8,800千円

11 私立幼稚園子育て支援活動推進事業費補助金

ア 目的

私立幼稚園の施設や機能を地域に開放し、地域の子どもたちに遊び場を提供するなど、幼稚園が地域の幼児期の教育のセンターとしての役割を果たし、子育て家庭を支援する様々な活動を推進する。

イ 事業概要

以下の子育て支援活動推進事業を実施する幼稚園又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人に対し、事業に要する経費の一部を助成する。

(ア) 「提供事業」

地域の子どもたちに遊びの場及び機会を提供し、又は援助する事業

(イ) 「講座開催事業」

幼児教育に関する各種の講座又は集会を開催する事業

(ウ) 「相談事業」

地域の保護者等に対する教育相談事業

(エ) 「情報発信事業」

ホームページ・保健だより等で地域の保護者に対し育児情報を発信する事業

(オ) 「子育て支援保育事業」

1日4時間未満かつ週4日以下かつ年間39週未満で、2歳児以上を預かる事業(子育て支援範囲内の一時預かり保育)

(カ) 「認定こども園子育て支援事業」

認定こども園が実施する子育て支援事業(「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則」第2条に規定される事業)

ウ 補助額 予算総額を各園の補助対象経費に応じて配分

エ 補助率 国1 / 2、県1 / 2

オ 予算額 68,270千円

12 幼児教育推進事業

(1) 架け橋プログラム推進事業

ア 目的

5歳児から小学校1年生までの2年間の「架け橋期」に、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校の教員等が連携・協働を通じて研究を進めることで、子どもはもとより、保護者や幼保小の先生をはじめとする全ての関係者のウェルビーイングの実現へとつなげていくことに資する。

イ 事業概要

幼稚園・保育所・認定こども園・小学校各園校から成る1地区を指定し、そのうち幼児教育施設を研究推進の中心園として委託契約を行い、幼保小の接続を意識した保育や授業、架け橋期を通じて育みたい資質・能力をつなぐカリキュラムなどについて研究する。

ウ 予算額 170千円

(2) 幼児教育の理解・発展推進事業

ア 目的

幼児教育に関する内容について研究協議を進め、研究成果の公開を行うことにより、長崎県における幼児教育の質の向上を図る。

イ 事業概要

公私立各1園の幼稚園または幼保連携型認定こども園を指定し、文部科学省が示した研究主題（幼児教育と小学校教育の円滑な接続）について研究する。

ウ 予算額 340千円

(3) 幼児教育センター運営事業

ア 目的

幼児教育センターを設置し、幼児教育の質の向上を図る各種施策を総合的に実施することにより、乳幼児期において、生涯にわたる生きる力の基礎を育む。

イ 事業概要

幼児教育センターを設置し、各市町の幼児教育アドバイザー設置を推進しつつ、県の幼児教育アドバイザーの訪問による施設への助言、研修実地主体との連携、幼保小連携の推進、幼児教育に関する調査・研究等を行う。

ウ 負担割合 国1/2

エ 予算額 6,469千円

13 教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）

(1) 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

遊具等環境整備施設における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備

ア 目的

幼児教育の質の向上のための環境の緊急整備を行うことにより、質の高い環境で、子どもを安心して育てることができる体制を整備する。

- イ 事業概要 遊具・運動用具・教具・衛生用品等の設備を整備する。
- ウ 対象施設 認定こども園、幼稚園
- エ 補助率 認定こども園：国 1 / 2、施設 1 / 2、幼稚園：国 1 / 3、施設 2 / 3
- オ 予算額 29,000 千円

(2) 幼児教育の質の向上のための ICT 化支援

ア 目的

幼稚園等における幼児教育の質の向上のため、書類作成業務や教職員間での円滑な共有や保護者等への円滑な情報発信を図るための ICT 化を促進する。

- イ 事業概要 幼児教育の質の向上のためのシステム導入等を行う。
- ウ 対象施設 幼稚園・認定こども園
- エ 補助率 国 1 / 2、施設 1 / 2
- オ 予算額 20,250 千円

14 保育士等処遇改善推進事業（長崎県学ぶ保育士等応援事業補助金）（県単）

- ア 目的 園内研修等を要件として手当等を支給することで、幼児教育・保育の質の向上及び離職防止を図る。
- イ 事業概要 園内研修等を実施する施設（保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設）の保育士等に、研修受講を要件として 1 人当たり年間 2 万円を交付。
- ウ 予算額 210,000 千円

15 「次世代へつなぐ保育の魅力向上・発信事業」

- ア 目的 保育人材の確保のため、市町や保育事業者等と連携し、若年層に向けた幼児教育・保育の現場の魅力を伝える効果的な取組等を検討するとともに、DX・ICT 化による保育現場の負担軽減を図る取組を推進する。
- イ 事業概要
 - (1) 若年層への魅力発信
 - 研究協議会の設置
 - 保育士の魅力を紹介する効果的な取組や県内保育施設の DX・ICT 化に向けた方針等を検討
 - 幼児教育・保育の魅力を伝えるためのパンフレット作成
 - (2) 保育現場での DX・ICT 化支援
 - セミナーの開催
 - 保育所等の就学前施設の園長先生等に、保育 DX・ICT 化のメリット等を理解いただき、各施設における各種システム等の導入を促進するためのセミナーを実施する。（長崎、佐世保、島原、県央、五島、壱岐、対馬）
 - 保育 DX・ICT 化を推進するためのモデルケース（事例集）作成
- ウ 予算額 11,472 千円

【地域子育て推進班】

1 子育て支援新制度関係対策事業（子育て支援員研修事業）

ア 目的

（ア）地域保育コース（地域型保育）

地域型保育事業（小規模保育事業等）や保育所・認定こども園の保育士配置の特例により保育に従事する保育者を養成するため、研修を実施する。

（イ）地域保育コース（ファミリー・サポート・センター）

ファミリー・サポート・センター事業で提供会員となる者に対し、子育て支援員研修事業実施要綱に基づく研修を実施する。

イ 事業概要

（ア）地域保育コース（地域型保育）

研修内容 … 「地域型保育の概要」「乳幼児の生活と遊び」など26科目
（6日間の講義・演習＋1日間の講義・演習（見学実習と同程度の内容））

（イ）地域保育コース（ファミリー・サポート・センター）

研修内容 … 「ファミリー・サポート・センターの援助内容」「ファミリー・サポート・センターにおける保護者への対応」など4科目（1日間の講義・演習）

ウ 実施主体 県

エ 負担割合 国1/2、県1/2

オ 予算額 3,946千円

2 放課後児童クラブ関係事業

（1）放課後児童健全育成事業

ア 目的

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に学校の空き教室や児童厚生施設（児童館、児童センター）、保育所・幼稚園等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

イ 実施主体

市町、社会福祉法人、その他の者

ウ 補助対象

市町が実施する事業(委託・助成を含む)で、内閣府所管の子ども・子育て支援交付金に係る放課後児童健全育成事業を行う放課後児童クラブ

年間250日以上、平日3時間以上、休日8時間以上開所
支援員を2名以上配置（1名を除き補助員代替可）

エ 予算額 1,936,152千円

オ 補助率 国1/3、県1/3、市町1/3

放課後児童健全育成事業等（子ども・子育て支援交付金（内閣府所管））

放課後児童健全育成事業

放課後子ども環境整備事業



放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）
 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）
 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）
 放課後児童支援員等処遇改善等事業
 障害児受入強化推進事業
 小規模放課後児童クラブ支援事業
 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業
 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業
 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業
 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業
 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）
 放課後児童クラブ利用調整支援事業
 災害時放課後児童クラブ利用料支援事業

	R2	R3	R4	R5	R6
クラブ数（支援単位数）	493	507	513	515	524
待機児童数	42	17	24	35	85

（２）母子家庭等児童助成事業（県単）

ア 目的

放課後児童クラブを利用する母子（父子）家庭の児童及び兄弟姉妹児童（他に未就学児がいる家庭で、クラブに通所している2人目から対象）について、保育料負担の軽減を図るため、放課後児童クラブが保育料を減免した場合の保育料軽減補助を行う。（1人月額5千円を上限に補助を行う。所得制限あり）

イ 補助対象 市町(中核市を除く)が実施または助成する事業

ウ 予算額 26,425千円

エ 補助率 県1/2、市町1/2

（３）放課後児童クラブ関係研修事業

放課後児童支援員認定資格研修事業

放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員（有資格者）として必要な知識・技能を補完するため、業務を遂行するうえで必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として認定資格研修を実施する。

放課後児童支援員等資質向上研修事業

放課後児童支援員及び補助員等に対して必要な知識及び技術の習得並びに課題や事例を共有するための研修を行うことにより、放課後児童支援員等の資質の向上を図るもの。

ア 予算額 4,074千円

イ 補助率 国1/2、県1/2

3 子ども・子育て支援整備事業

ア 事業概要

放課後児童クラブ等の施設整備（創設、改築、大規模修繕等）を行う。

イ 補助基準額

創設・改築の場合 35,423 千円

（放課後子ども総合プランに基づく学校敷地内での創設整備の場合は 58,120 千円）

拡張・大規模修繕の場合 大臣が認めた額

ウ 予算額 29,964 千円

エ 補助率

市町が整備を行う場合 国 1 / 3、県 1 / 3、市町 1 / 3

市町が社会福祉法人等に補助を行う場合 国 2 / 9、県 2 / 9、市町 2 / 9、
社会福祉法人等 1 / 3

（待機児童が発生している場合には、嵩上げあり）

4 地域子ども・子育て支援事業（地域子育て関係）

（1）利用者支援事業

ア 目的

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の地域子育て支援の情報提供及び必要に応じ、相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。

・基本型 … 身近な場所で、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施

・特定型 … 市町の窓口等において、待機児童解消等を図るため、保育に関する施設や事業の円滑な利用を支援

・こどもセンター型（令和6年度～）（～令和5年度 母子保健型）

… 市町保健センター等母子保健・児童福祉に関する相談機能を有する施設において、これまでの「子育て世代包括センター」（母子保健）及び「子ども家庭総合支援拠点」（児童福祉）の一本化による、全ての妊娠婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援を実施

イ 実施主体 市町

ウ 補助率 国 2 / 3、県 1 / 6、市町 1 / 6（令和3年度～）

エ 予算額 58,717 千円

（2）子育て短期支援事業

ア 目的

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等（実施施設）で一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図る。

・短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者が疾病、疲労その他の身体上もしくは精神上又は環境上の理由により家庭において児

童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、実施施設において養育保護を行うもの

・夜間養護（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行うもの

イ 実施主体 市町

ウ 補助率 国 1 / 3、県 1 / 3、市町 1 / 3

エ 予算額 3,878 千円

(3) 地域子育て支援拠点事業

ア 目的

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。

・基本事業 … 次の4事業をすべて実施

子育て親子の交流の促進

子育て等に関する相談の実施

子育て支援に関する情報の提供

講習等の実施

・一般型 … 常設の地域子育て支援拠点を開設し、基本事業を実施するとともに、出張ひろばや地域との交流を実施

・連携型 … 児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、基本事業を実施

イ 実施主体 市町

ウ 補助率 国 1 / 3、県 1 / 3、市町 1 / 3

エ 予算額 265,940 千円

(4) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

ア 目的

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図る。

イ 実施主体 市町

ウ 補助率 国 1 / 3、県 1 / 3、市町 1 / 3

エ 予算額 27,750 千円

5 地域子育て支援拠点環境改善事業

ア 目的

地域子育て支援拠点事業を継続して実施するために必要な施設の改修、備品の整備を図る。

イ 事業概要

市町が行う施設改修、備品購入への補助

ウ 補助率

国 1 / 2、県 1 / 4、市町 1 / 4 中核市は県負担なし（国 1 / 2、市 1 / 2）

エ 予算額 3,000 千円

6 「ココロねっこ運動」推進事業

(1) ココロねっこ運動

ア 目的

長崎県青少年育成県民会議を核として、子どもたちの心の根っこを育てるために大人のあり方を見直し、みんなで子どもを育てる県民運動「ココロねっこ運動」を定着させ、民間企業や各種団体と一体となり、地域ぐるみの健全育成活動を積極的に推進するための事業を行う。

青少年育成県民会議は、全都道府県に設置されており、青少年の健全育成を県レベルで推進するための本県唯一の組織である。



イ 事業概要

a 「ココロねっこ運動」の普及啓発

- ・ココロねっこ指導員・推進員講習会の開催
- ・ココロねっこ運動チラシ等の作成・配布、ホームページ等による広報
- ・ココロねっこ運動団体登録の推進

b 「家庭の日」の啓発

ウ 予算額 16,747 千円

(長崎県青少年育成県民会議運営費補助金含む)

(2) 子ども・子育て応援の機運醸成（企業等の巻き込み、情報発信）

ア 目的

子育てを応援する機運を高め、子ども・子育てに優しい社会づくりを推進するため、子育て世代へのサービス提供等を行う「子育て応援の店」協賛店舗のさらなる拡大に向けて取り組むとともに、子育てに関するポジティブな情報発信を効果的に行う。

イ 事業概要

ながさき子育て応援の店事業（地域少子化対策重点推進交付金事業）

子育てに優しい、又はお得なサービスを提供する協賛店舗を募集し、周知を行う。

子育て応援フリーマガジン「ココロン」への広告掲出（地域少子化対策重点推進交付金事業）

親子の育ちを応援し、より良い子育て社会を目指すフリーマガジンを発行する。幼稚園・保育所・認定こども園、地域子育て支援拠点などで配布。年 3 回、各回約 60,000 部発行。

ウ 予算額 4,069 千円

7 「ながさきハッピー子育て」環境づくり・機運醸成事業

ア 目的

ポータルサイト等を活用し、子育てに関する相談支援を強化するとともに、若者、企業・団体、地域、市町等と連携した子育て応援の取組や効率的・効果的な情報発信により、社会全体で子育てを応援する機運を醸成する。

イ 事業概要

a 「ながさきハッピー子育て」環境づくり事業

事業概要

ポータルサイト・LINE等を活用し、子育てに関する相談支援を強化するとともに、信頼できる情報のプッシュ型配信により、安心して子育てができる環境づくりを推進

予算額 1,901 千円

b 「ながさきハッピー子育て」機運醸成事業

事業概要

- ・メディア各社とのタイアップ等による情報発信を強化し、子育て応援の機運を醸成
- ・各団体等との連携による、妊娠・出産、子育てを応援するコラボイベントや取組を実施

予算額 14,178 千円

8 インターネット・電子メディア環境改善事業

ア 目的

子どもたちがメディアを安全・安心に利用する環境を整備するため、健全なメディア環境の推進に係る方策・成果・課題等について協議するとともに、子どもたちや保護者に対して情報機器との適切な関わり方を学び機会を提供し、本県の県民運動である「ココロねっこ運動」の一環としての環境浄化の一層の推進を図る。

イ 事業概要

- メディア安全指導員の養成講座、資質向上研修・派遣事業
- 長崎っ子のためのメディア環境協議会の開催
- 学校メディア宣言の実施
- こどもメディアサミットの開催

ウ 予算額 4,638 千円

長崎県小中高生フィルタリング状況（公・私立小学5年生～高校生） R1から2年に1回調査

H28	H29	H30	R1	R3	R5
69.2%	66.8%	65.7%	62.5%	62.2%	63.0%

メディア安全指導員の派遣

	R2	R3	R4	R5	R6
回数（回）	184	262	282	315	281
参加者数（人）	18,574	30,052	37,929	44,820	43,921

9 子ども・若者支援システム構築事業（県単）

ア 目的

子ども・若者育成支援推進法に基づき、乳幼児期からおおむね 30 歳代までの子ども・若者を対象に、不登校・ニート・ひきこもり等の総合的な対策を実施する。

イ 事業概要

a ネットワーク強化事業

事業概要

不登校、ひきこもり、ニート等、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の支援に関わる各機関間で問題意識と情報を共有し、効果的かつ円滑な支援体制の整備を図るため、代表者会議（「長崎県子育て条例推進協議会」をもってあてる。）及び実務者会議からなる「子ども・若者支援地域協議会」を設置・運営する。

予算額 120 千円

事業期間 平成 22 年度～

b 総合相談窓口設置事業

事業概要

社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を総合的にサポートするため、ワンストップの相談窓口を設置する。

予算額 17,363 千円

事業期間 平成 23 年度～

10 非行防止・環境浄化対策（県単）

ア 目的

青少年の心身の健全な発達に有害な影響を与え、又はおそれのある行為を防止するとともに、青少年をとりまく社会環境を浄化し、もって少年の健全な育成を図る。

イ 事業概要

長崎県少年保護育成条例に基づき審議会の開催、有害図書類の指定及び立入調査や立入調査員の研修を実施する。

併せて、8 市少年センターの補導活動等に関し、助言・指導を行う。

ウ 予算額 935 千円



成人向コーナー

長崎県少年保護育成条例により、**十八歳未満**の方の購入・閲覧・交換等をおこわりいたします。

こども家庭課の主要事業



【こども・女性支援班】

1 児童福祉振興費

ア 目的

児童福祉行事の開催等を行う。

イ 事業概要

(ア) 県内児童福祉施設球技大会（補助金）

(イ) 県内3箇所の県福祉事務所業務にかかる諸経費

ウ 予算額 795 千円

2 児童相談所事業

ア 目的

児童のあらゆる問題についての相談を受け、専門的な角度から調査判定を行い、適切な指導により児童福祉の推進を図る。（児童福祉法第12条）

イ 児童相談所の設置

(ア) 長崎こども・女性・障害者支援センター（管内面積 2,240.27 k²）

管轄市郡 ... 長崎市、島原市、諫早市、大村市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、西彼杵郡、南松浦郡

(イ) 佐世保こども・女性・障害者支援センター（管内面積 1,865.20 k²）

管轄市郡 ... 佐世保市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、東彼杵郡、北松浦郡

ウ 主な業務

(ア) 児童に関するあらゆる問題について、家庭その他からの相談に応じる。

(イ) 児童及びその家庭について、必要な調査、並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行う。

(ウ) 児童及びその保護者に対し、調査、判定に基づいて必要な指導を行う。

(エ) 児童の一時保護及び里親・児童福祉施設等へ入所措置等を行う。

(オ) 必要に応じ、巡回して相談、指導等を行う。

エ 予算額 48,446 千円

3 児童虐待総合対策事業

ア 目的

近年、児童虐待の増加・深刻化が社会問題となっていることから、児童虐待の早期発見と早期対応を促進するため、地域ぐるみで家庭支援を行う体制の整備を促進することに加えて、虐待を受けた児童の心のケア及び虐待を加えた保護者への指導體制を整備して児童福祉の向上に資する。

イ 事業概要

(ア) 保護者に対するカウンセリング強化事業

児童相談所と専属契約した精神科医が、子どもに虐待を加えた保護者からの相談に適切に助

言するほか、児童虐待に対応する児童相談所職員に専門家の立場からアドバイスを行う。

(イ) 一時保護所学習指導協力員の配置

児童相談所の一時保護所に専任の学習指導協力員（非常勤）を配置し、一時保護している子どもの個々の学力に応じた学習指導を行う。

(ウ) 児童虐待防止のための広報啓発事業

児童虐待の通告先等の周知や児童虐待に対する意識啓発を図るため、児童虐待防止月間を中心に広報啓発を行う。

(エ) 家族再統合支援事業

虐待を受けた児童の保護者に対して、衣食住など基本的な生活環境整備や養育技術の指導を行い、児童の家庭復帰を図る。

(オ) 法的対応機能強化事業

児童相談所の業務のうち法律に関する専門的な知識経験を必要とするものを適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士配置又はこれに準じる措置を行う。

(カ) 医療的機能強化事業

地域の医療機関等で判断が困難な虐待ケースについて、専門の医師による医学的判断及び医療・保健・福祉等の関係職員を対象とした研修会を行う。

(キ) 24時間・365日体制機能強化事業

いつでも相談に応じられる体制の整備を図るため、両こども・女性・障害者支援センターに土日相談窓口を開設する。

(ク) 未成年後見人支援事業

家庭裁判所が認めた未成年後見人に損害保険料を支援することで、未成年後見人の確保を図るとともに児童等の日常生活の支援や福祉の向上を図る。

(ケ) 児童の安全確認のための体制強化事業

虐待通告のあった児童への目視による安全確認等を強化するため、佐世保こども・女性・障害者支援センターに1名人員を配置する。

(コ) 児童家庭支援センター運営費補助

児童及び家庭に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行うとともに、保護を要する児童またはその保護者に対する指導及び児童相談所等との連携・連絡調整を総合的に行うことを目的とする児童家庭支援センターの運営費を補助する。

ウ 予算額 231,270 千円

4 児童虐待防止・支援体制強化事業

ア 目的

児童虐待防止に向け、県レベルの要保護児童対策地域協議会を設置するとともに、要支援家庭等への支援を強化するため、市町要保護児童対策地域協議会の機能、施設機能、里親支援の強化を図る事業を実施する。

イ 事業概要

(ア) 県要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関が連携して、要保護児童の早期発見・早

期対応への取組や普及・啓発等を検討し、取組を強化する。

- (イ) 児童相談所や市町要対協調整機関の機能強化を図るため、職員への義務研修等の資質向上のための研修を行う。
- (ウ) 施設の基幹的職員を養成するための研修実施とこども・女性・障害者支援センター等による施設支援の強化を図る。
- (エ) 児童相談所が児童相談所業務に関する専門的知識を有する学識経験者や法律関係者（弁護士）精神科医等の協力を得て、子ども・保護者等に対し、より適切な技術助言・指導等を行う。
- (オ) 児童相談業務や電話相談に従事する市町職員に対し、児童相談所において相談援助業務、電話相談業務等の実習研修や児童相談業務に関する専門的知識を有する学識経験者等を講師とした研修を実施する。
- (カ) 各市町児童福祉主管課、市町要対協が実施する研修等に、児童相談援助技術向上のための研修及びケース検討会議等について、専門的知識を有する学識経験者（法律、医療、児童福祉）等や児童相談所職員を講師として派遣し、研修や助言を実施する。
- (キ) 「長崎県社会的養育推進計画」の進捗状況の確認や検証等を行う。
- (ク) 社会的養護が必要な子どもの権利擁護を推進するため、児童養護施設等に入所する子どもの声を受け止め代弁する意見表明の仕組みや、子どもの権利救済の仕組みを構築する。

ウ 予算額 7,117 千円

5 児童保護措置費

(1) 児童保護措置費（児童養護施設等）（国県負担分）

ア 事業概要

児童福祉法の規定に基づき、児童を児童福祉施設（児童入所施設）に入所措置を行った場合や里親への委託措置を行った場合等に、児童福祉施設及び里親等に対し、児童の保護又は養育に要する費用を支弁する。

イ 予算額 3,731,776 千円

(2) 施設入所児童の処遇改善費（県単）

ア 目的

施設に入所している児童の処遇の向上を図るため、国の措置費制度に県で加算するもの。

イ 事業概要

(ア) 見学旅行加算費

施設児童の見学旅行に際し必要な小遣費
小学生 1,500 円、中学生 2,500 円 他

(イ) 高等学校等就学促進費

施設児童のうち高等学校等就学児童
私学入学時 1 人 実費相当額(上限 200,000 円)
職業訓練校入学時 53,000 円
部活動で県外への遠征にかかる費用（離島施設については島外遠征費含む）のうち 10,000 円

を超える費用（上限 10,000 円）

(ウ) 児童養護施設入所児童等学習支援事業

学習塾がないか、近くにない児童養護施設、児童心理治療施設に、週 2 日間、中学生（主に 3 年生）を対象に、数学と英語の家庭教師を派遣し学習指導を行う。

限度額 賃金 1 日（1 回） 6,000 円

交通費 1 日（1 回） 700 円

(エ) 児童養護施設入所児童等大学等進学支援事業

児童養護施設入所者の大学等進学のを増やすため、高校在学中の学習塾費用を助成する。

助成額 月額上限 15,000 円

ウ 予算額 5,678 千円

(3) 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業（県負担分（1/10））

ア 事業概要

児童養護施設等入所中又は里親等へ委託中の者及び児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託が解除された者に対して、自立支援資金を貸付け、円滑な自立を支援するもの。

a 貸付の種類

・生活支援費 月額 50,000 円(進学者)

・家賃支援費 1 月あたりの家賃相当額（生活保護制度上の住宅扶助額を限度）

・資格取得支援費 上限 250,000 円

b 返還債務の免除

就職後、一定期間引き続き就業を継続した場合は返還を免除する。

イ 予算額 1,769 千円

(4) 社会的養護自立支援拠点事業

ア 事業概要

社会的養護経験者等の孤立を防ぐことを目的に、安心して集える交流の場を設け、必要な情報提供や相談、助言を行うとともに、医療や福祉、就労支援等の関係機関との連携を図りながら、生活上の困難や課題の解決に向けた支援を行う。

イ 予算額 11,962 千円

6 里親育成支援事業

ア 目的

こども・女性・障害者支援センターへの「里親相談支援員」配置による里親委託の調整や委託後の関係機関と連携した里親・里子支援、未委託里親支援の実施や、長崎県里親育成センターを中心とした里親制度の広報啓発や里親の資質向上のための総合的な研修の実施により、社会的養護が必要な児童の家庭的な環境（里親等）での養育を推進する。

イ 事業概要

- (1) 里親相談支援員の配置 長崎こども・女性・障害者支援センターに 3 名
佐世保こども・女性・障害者支援センターに 1 名

(2) 長崎県里親育成センターの設置

- ・リクルート 里親制度出前講座、リーフレット製作、里親希望者のアセスメント
- ・義務的研修 養育・養子縁組里親 基礎・登録前・更新研修
専門里親 認定・更新研修
- ・独自研修 里親研修会、ペアレント・トレーニング、里親勉強会
- ・里親委託推進 里親の選定等

ウ 予算額 31,254千円

7 子ども子育て支援事業

(1) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

ア 目的

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと乳幼児家庭全戸訪問事業等が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資する。

イ 事業概要

要保護児童対策地域協議会の調整機関等の職員の専門性の強化（研修等）、地域ネットワーク構成員の連携強化及び専門性向上、乳幼児家庭全戸訪問事業等との連携、地域住民への周知を図る取組を行う。

ウ 実施主体 市町

エ 補助率 国1/3、県1/3、市町1/3

オ 予算額 1,987千円

(2) 子育て世帯訪問支援事業

ア 目的

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

イ 事業概要

対象家庭を訪問し、家事支援、育児・養育支援、子育て等に関する不安や悩みの傾聴等を行うほか、地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供、支援対象者や児童の状況・養育環境の把握、市町への報告を行う。

ウ 実施主体 市町

エ 補助率 国1/3、県1/3、市町1/3

オ 予算額 6,463千円

ア 目的

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進することにより人権が尊重され、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与するとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）に基づき配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする。

イ 事業概要

(ア) 相談業務

長崎及び佐世保こども・女性・障害者支援センターに女性相談支援員を配置し、日常生活を営む上で何らかの問題を抱える女性のあらゆる相談に応じ、助言、指導、情報提供等を行う。

(イ) 一時保護

電話や来所による助言指導だけでは問題解決が困難であり、緊急に保護することが必要と認められた場合、本人の意向に基づき、援助の施策が決定するまでの間、一時保護を行う。また、入所者の自立支援に向けた生活指導、講習会開催等を行う。

(ウ) 女性自立支援施設（清和寮）

長期にわたる生活指導・支援が必要な女性、または自立を目的として入寮を希望する女性を、社会生活が営めるまでの間、入寮させ、就業指導及び生活指導、講習会開催等の自立支援を行う。

(エ) 配偶者暴力相談支援センター

長崎及び佐世保こども・女性・障害者支援センターに配偶者暴力相談支援センターの機能を持たせ、配偶者からの暴力被害者に対し、

- ・相談や相談機関の紹介
 - ・カウンセリング
 - ・被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
 - ・自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助
 - ・被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助
 - ・保護命令制度の利用についての情報提供
- を行う。

(オ) DV被害者等の自立支援

一時保護所を退所した被害者等が、心身ともに回復し、地域生活ができるまでの間、生活できる施設（ステップハウス）等において自立支援を行う。

- ・ステップハウス運営事業（県職員空き公舎を活用した集合住宅型ステップハウス及び県営住宅ステップハウス）
- ・DV被害者等自立支援事業

(カ) DV予防啓発

DVの早期発見や予防のための相談窓口の周知、学校等への予防教育の充実を図る。

- ・相談窓口カード配布
- ・DV家庭で育った子どもへの心理ケア
- ・中学校、高等学校、社会人等へのDV予防教育の実施

ウ 予算額 65,325千円

9 児童心理治療施設高機能化・多機能化モデル事業

ア 目的

児童心理治療施設において、支援が必要な子どもやその保護者に対し心理士等の専門職による相談対応や心理検査、それらを踏まえた適切な助言等の支援を実施する。

発達障害の診断等を実施する専門医療機関の初診待ちが長期に及んでおり、その期間内の保護者の心理的負担を軽減する。

イ 事業概要

児童虐待と発達障害は一定の相関関係にあるなか、本県の現状として発達障害の専門医療機関の初診待機期間は半年以上の長期となっており、子どもの問題行動の悪化、親子関係や保護者の精神面の不調、そして児童虐待に至る恐れは高い状況にあるといえる。

そのため、本事業においては、児童心理治療施設へ委託して以下の取組を実施し、子どもの問題行動や保護者の養育不安の軽減、親子関係の改善、幼稚園等職員のスキルアップを図り、児童虐待の未然防止につなげる。

市町と連携して、養育への支援が必要な親子を児童心理治療施設へ通所（離島部等はオンライン実施）させ、心理検査やペアレントトレーニング、親子相互交流療法、心理カウンセリング、トラウマケア等の各プログラムにより親子への心理支援を実施する。

（通所期間は最長6か月を原則とし、利用料は無料とする。）

幼稚園や保育所、学校におけるケアニーズの高い児童への支援方法等について、児童心理治療施設職員が幼稚園等を訪問して、具体的な実践方法や専門性の高い助言等を幼稚園等職員に提供する。

児童養護施設職員等支援が難しいと感じるケアニーズ高い児童について、職員等と児童が通所して心理カウンセリングやペアレントトレーニング等の各プログラムによる支援を実施するほか、児童養護施設等を訪問して具体的な実践方法や専門性の高い助言等を提供する。

個別ケースへの支援のほか、幼稚園や児童養護施設等職員を対象とした研修を実施する。

ウ 予算額 13,400千円

【家庭福祉・母子保健班】

1 母子・父子自立支援員設置費（県単）

ア 事業概要

県福祉事務所に配置している母子父子自立支援員（3人）が、ひとり親家庭等（母子家庭、父子家庭、寡婦）を対象に各種相談に応じ、その自立に必要な指導を行うなどひとり親家庭等の福祉の増進を図っている。なお、各市福祉事務所においても、母子父子自立支援員を配置している。

イ 予算額 12,275 千円

2 母子寡婦福祉連合会運営費補助事業（県単）

ア 目的

（一社）長崎県母子寡婦福祉連合会が実施する公益事業を支援することにより、ひとり親家庭等の福祉の増進を図る。

イ 事業概要

（一社）長崎県母子寡婦福祉連合会の運営費の一部助成を行う。

ウ 予算額 4,200 千円

3 ひとり親家庭等自立支援事業

（1）母子・父子自立支援プログラム策定事業

ア 事業目的

ひとり親家庭の自立を促進するために、母子・父子自立支援プログラムを策定し、個々の状況・ニーズ等に応じたきめ細やかで継続的な自立・就労支援を行う。

イ 事業の概要

県の福祉事務所において、就労支援を希望するひとり親家庭等の親に対し、個々の状況やニーズに応じたプログラムを策定し、ひとり親家庭等自立促進センターや、ハローワーク（生活保護受給者等就労自立促進事業への移行）等の関係機関と連携し、継続的な自立・就労支援を行う。

ウ 予算額 300 千円

（2）ひとり親家庭等自立促進センター事業

ア 目的

ひとり親家庭等の自立を促進するため、電話、来所やメール等による就業相談、就職に関する各種情報提供、技能習得のための講習会を行うなど一貫した就業支援を行うとともに、養育費の取り決めなど専門家による相談体制の整備や継続的な生活への助言等、総合的支援を行う。

イ 事業概要

（ア）就業支援事業

電話、電子メール及び面接による相談を受け、就業のみならず、日常生活における家庭の状況や悩み等個々の状況に応じ、キャリアカウンセリング、ソーシャルスキルトレーニング、職

業指導等を実施し適切な助言等を行い、特に、DV被害者等については、婦人相談所や民間支援団体等の関係機関と連携を図りながら実施する。

(イ) 就業支援講習会事業

ひとり親等の就職準備や離転職等に関するセミナーや、地域の実情に応じたひとり親等の就業に結びつく可能性の高い技能や資格を習得するための講習会を開催する。なお、参加者の受講を容易にするため、託児サービスを行う。

(ウ) 就業情報提供事業

就業希望区域、勤務時間その他のひとり親等が希望する雇用条件等を登録する就業支援バンクを開設し、ハローワーク等関係機関と密接な連携を図り、就業にかかる情報提供を行うとともに、就業に関する法制度や労働条件に関する知識等様々な情報を提供する。

(エ) 養育費等支援事業

養育費の取り決めや生活に密着した問題を解決するため、弁護士による法律相談を毎月1回（予約制）及び出張により開催する。

(オ) 親子交流支援事業

親子交流の円滑な実施を図り、子どもの健やかな成長を図るため、親子交流に係る事前相談や親子交流援助等の支援を行う。

(カ) 開所日時

月曜日～金曜日 10時～18時（土日祝除く）

(キ) 委託先 一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき

ウ 予算額 11,531 千円

(3) 養育費確保支援事業

ア 目的

養育費の取決めを行うひとり親に対し、養育費に関する公正証書等の作成に必要な経費及び保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な経費を補助することにより、養育費の継続した履行確保を図ることを目的とする。

イ 事業概要

養育費に関する公正証書等の作成に必要な経費及び保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な経費を補助する。

(ア) 公正証書等作成経費

公証人手数料令に定める公証人手数料（養育費の取決めに係る部分に限る）、家庭裁判所の調停申し立て又は裁判に要する収入印紙代（養育費の取決めに係る部分に限る）、戸籍謄本等添付書類取得費用。

(イ) 養育費保証契約締結経費

養育費の取決めの対象となる児童について初めて保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が負担する経費。

(ウ) 補助額

(ア)と(イ)を合わせて5万円が上限。

ウ 予算額 998 千円

(4) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

ア 目的

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進資金を貸し付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とする。

イ 事業概要

資金の種類は、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者に貸し付ける入学準備金及び養成機関の課程を修了し、資格を取得した場合に貸し付ける就職準備金とする。

一定の要件を満たせば返還免除

ウ 予算額 15,300 千円

(5) ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業

ア 目的

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借りに必要となる資金の貸付制度を創設することにより、就労又はより稼働所得の高い就労、子どもの高等教育の確保などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とする。

イ 事業概要

母子・父子自立支援プログラムを策定し、就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組むひとり親に対し、就労に資する住居の借りに要する資金を貸し付ける。

就労につながった場合、1年間の就労継続後、貸付金の償還を免除

ウ 予算額 59,040 千円

4 ひとり親家庭等日常生活支援事業

ア 目的

母子家庭等の母等が、修学等の自立促進に必要な事由や疾病等の社会的な事由により、一時的に介護、保育等のサービスが必要な世帯若しくはひとり親家庭となって間がなく生活が安定するまでの世帯に対して家庭生活支援員を派遣し、必要な支援、保育等を行わせ、もってひとり親家庭等の福祉の増進に資する。

イ 事業概要

(ア) 派遣対象

自立促進に必要な事由(技能習得のための通学、就職活動等)又は社会的事由(疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、残業、転勤、出張及び学校等の公的行事への参加等)により、一時的に介護、保育等のサービスが必要な母子家庭、寡婦、父子家庭を対象とし、生活環境が激変する離婚後間もない家庭等は特に配慮する。

また、未就学児を養育しており、就業上の理由により、帰宅時間が遅くなる等の場合に定期的に生活援助、保育サービスが必要な家庭。

(イ) 便宜の種類及び内容

a 生活援助 家事、介護その他の日常生活の便宜

- b 子育て支援 保育サービス及びこれに附帯する便宜
- ウ 実施主体 市町（中核市を除く）
- エ 補助率 国1/2、県1/4、市町1/4
- オ 予算額 984千円

5 ひとり親家庭等生活向上事業

ア 目的

ひとり親家庭等は、家計管理、育児や自身の健康面の不安など生活の中に多くの不安を抱えている。また、こうした家庭の子どもは、日頃から親と過ごす時間も限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにくい。

このため、親自身が生活の中で直面する諸問題の解決や子どもの生活・学習支援を図り、ひとり親家庭等の地域での生活を総合的に支援する。

イ 事業概要

育児や家事、健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援策の情報提供、家計管理、子どものしつけ・育児や養育費の取得手続等に関する講習会の開催や個別相談を実施する事業等を実施する。（ひとり親家庭等生活支援事業）

また、次の(ア)及び(イ)の支援を組み合わせることを基本とし、これに加えて(ウ)の支援を地域の実情に応じて実施することができる。（子どもの生活・学習支援事業）

(ア) 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導

(イ) 学習習慣の定着等の学習支援

(ウ) 食事の提供（食材は補助対象外）

- ウ 実施主体 市町（中核市を除く）
- エ 補助率 国1/2、県1/4、市町1/4
- オ 予算額 3,383千円

6 子どもの貧困対策推進事業

ア 目的

令和5年度に実施した「長崎県子どもの生活に関する実態調査」などから見えてきた課題の解決に向け、子どもへの直接的な支援や保護者への総合的支援に寄与する取組の実施により、本県の子どもの貧困対策の更なる推進を図る。

イ 事業概要

(ア) 長崎県子どもの貧困対策に係る総合相談窓口及び妊娠SOS相談窓口業務

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター内に、子どもの貧困対策に係る総合相談窓口及び妊娠SOS相談窓口を設置し、保護者や支援者からの相談対応（電話・SNS・来所）を実施する。

(イ) 委託先 一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき

- ウ 予算額 3,448千円

7 ひとり親家庭指導者人材育成事業（県単）

ア 目的

若年ひとり親家庭の親の連携を深めるとともに、リーダーの養成、母子相談協助員の研修等を行い、母子寡婦福祉会の活動の活性化とひとり親家庭の自立の促進と生活の安定を図るため、全国で開催される研修に派遣するとともに、派遣研修参加者や各支部の若年リーダーによる交流会及び地域において母子相談協助員の研修会を開催する。

イ 事業概要

（ア）研修派遣事業

地域リーダーとしての資質と自覚を高めるために、地域母子寡婦福祉会を代表して九州・全国の研修に参加し、その成果を今後の活動に反映させる。

（イ）若年リーダー交流会事業

派遣研修会出席者を主とした地域母子寡婦福祉会の若年代表が、地域リーダーとしての活動成果や今後の課題について意見交換や交流を行う。

（ウ）母子相談協助員研修事業

小学校区に1名設置する母子相談協助員の資質を高めるための研修や意見交換を行う。

ウ 実施主体 （一社）長崎県母子寡婦福祉連合会（県補助）

エ 補助率 県1 / 2、団体1 / 2

オ 予算額 900 千円

8 母子父子寡婦福祉資金貸付事業（特別会計）

ア 目的

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立と児童の健全育成を図るため福祉資金の貸付を行う。

（ア）貸付対象

- | | | |
|---|--------|--|
| a | 母子福祉資金 | 母子家庭の母及び児童
父母のない児童
母子・父子福祉団体 |
| b | 父子福祉資金 | 父子家庭の父及び児童
父母のない児童
母子・父子福祉団体 |
| c | 寡婦福祉資金 | 寡婦及び扶養している子
40才以上の配偶者のない女子であって、母子家庭及び寡婦以外のもの
母子・父子福祉団体 |

（イ）母子・父子及び寡婦福祉資金の償還

福祉保健部所管の債権管理会計年度任用職員4人を配置し、償還金の収納を促進している。

イ 予算額 155,160 千円

9 児童手当給付費（県費負担分）

ア 目的

家庭等における生活の安定及び次代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること。

イ 事業概要

- ・児童手当法の一部を改正する法律により支給。
- ・支給額は以下のとおり

	手当月額
3歳未満（第1子・第2子）	15,000円
（第3子以降）	30,000円
3歳以上高校生年代（第1子・第2子）	10,000円
（第3子以降）	30,000円

- ・支給事務は、市区町村が行い、公務員分は所属庁が行う。
- ・支給月は、偶数月。（年6回）
- ・財源負担割合

	被用者		非被用者			公務員	
3歳未満	支援納付金(※) 3/5	事業主 2/5	支援納付金 3/5	国 4/15	地方 2/15	所属庁 10/10	
3歳以降	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9	所属庁 10/10

※子ども・子育て支援納付金の収納が満年度化するまでの間、つなぎとして子ども・子育て支援特例公債を発行。

- ・児童手当を市区町村に簡便に寄附できる仕組みを設ける。

ウ 実施主体 市町

エ 予算額 2,656,155千円

10 乳幼児医療費助成事業（県単）

ア 目的

乳幼児の医療費の一部を助成し、健康保持と経済的負担の軽減を図り、福祉の増進に資する。

イ 事業概要

(ア) 支給対象者

支給対象		所得制限	自己負担
乳幼児	入院	なし	医療機関ごとに1日800円 (1か月上限1,600円)
	小学校就学前 通院		

(イ) 医療費の助成方法

医療費の助成を受けようとするものは、住所地の市町長に受給資格認定申請を行い、受給者

証を持って医療機関で受診し、医療機関へ自己負担分を支払い、自己負担を除いた額については、該当市町長が医療機関へ支給する。

- ウ 実施主体 市町
- エ 補助率 県 1 / 2、市町 1 / 2
- オ 予算額 751,067 千円

1 1 子ども医療費助成事業（県単）

ア 目的

高校生世代の医療費の一部を助成し、健康保持と経済的負担の軽減を図り、福祉の増進に資する。

イ 事業概要

（ア）支給対象者

支給対象			所得制限	自己負担
子ども	入院	高校生世代	なし	医療機関ごとに1日 800 円 (1か月上限 1,600 円)
	通院	〃		

（イ）医療費の助成方法

医療費の助成を受けようとするものは、住所地の市町長に受給資格認定申請を行い、受給者証を持って医療機関で受診し、医療機関へ支払った医療費のうち、自己負担を除いた額について、本人の申請に基づき該当市町長が本人へ支給する。

- ウ 実施主体 市町
- エ 補助率 県 10 / 10 以内
- オ 予算額 425,524 千円

1 2 ひとり親家庭医療費助成事業（県単）

ア 目的

ひとり親家庭の医療費の一部を助成し、健康保持と経済的負担の軽減を図り福祉の増進に資する。

イ 事業概要

（ア）支給対象者

支給対象			所得制限	自己負担
ひとり親家庭	父	入院 通院	児童扶養手当法施行令第2条の4、に定める所得制限の範囲内の者	医療機関ごとに1日 800 円 (月上限 1,600 円)
	母	入院 通院		

		405号)第1条の2第2号に規定する20歳未満の子を現に監護している母		
子	入院 通院	母子家庭の母又は父子家庭の父が現に監護している18歳未満又は高校在学中で20歳未満の子(父母のない子も同) 児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第1条の2第2号又は第2条第2号に規定する児童であって、母又は父が現に監護している18歳未満の者又は高等学校に在学する20歳未満の者		

(イ) 医療費の助成方法

医療費の助成を受けようとするものは、住所地の市町長に受給資格認定申請を行い、受給者証を持って医療機関で受診し、医療機関へ支払った医療費のうち、自己負担を除いた額について、本人の申請に基づき該当市町長が本人へ支給する。

- ウ 実施主体 市町
- エ 補助率 県1/2、市町1/2
- オ 予算額 236,662千円

1.3 母子特定疾病対策事業

(1) 育成医療の給付事業

ア 目的

身体に障害のある児童に対して、早期治療によってその障害を除去又は防止するための医療の給付を行い、健全育成と保護者の負担の軽減を図る。

イ 事業概要

児童福祉法第4条に規定する障害児(障害に係る医療を行わないと将来障害を残すと認められる疾病がある児童を含む)で、その身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実な効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な医療費の支給を行う。

- ウ 実施主体 市町(平成25年度より市町へ権限移譲)
- エ 補助率 国1/2、県1/4、市町1/4
- オ 予算額 7,997千円

(2) 結核児童の療育・日用品等給付事業

ア 目的

結核児童に対して療育の給付を行い、もって児童の健全な育成を図る。

イ 事業概要

結核児童であって、その治療に特に長期間を要するもので、医師が入院を必要と認めた者に対し、指定医療機関で行う医療の給付と学習や療養生活に必要な学習用品、生活用品の支給を行う。

- ウ 実施主体 県、中核市
- エ 補助率 国1/2、県1/4、市町1/4

オ 事業の経過 昭和55年度より実績なし
 中核市移行に伴い長崎市及び佐世保市分は移譲。

(3) 未熟児養育医療の給付事業

ア 目的

養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し医療の給付を行い、乳児の健康の保持増進と保護者の負担の軽減を図る。

イ 事業概要

母子保健法第6条第6項に規定する未熟児であって、医師が入院を必要と認めた未熟児の養育医療にかかる自己負担の一部を補助する。

ウ 実施主体 市町(平成25年度より市町へ権限移譲)

エ 補助率 国1/2、県1/4、市町1/4

オ 予算額 21,530千円

14 小児慢性特定疾病医療費助成事業

ア 目的

児童福祉法第19条の2～8の規定に基づき、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の一部を助成し、小慢児童等家庭の医療費の負担軽減を図る。

イ 事業概要

対象疾病及び令和5年度給付延人員

国庫補助対象(16疾患群、801疾病) 令和7年4月1日疾病追加

令和6年度給付延人数はとりまとめ作業中

対象疾患群	R5年度
悪性新生物	55
慢性腎疾患	46
慢性呼吸器疾患	42
慢性心疾患	150
内分泌疾患	136
膠原病	36
糖尿病	41
先天性代謝異常	9
血液疾患	25
免疫疾患	13
神経・筋疾患	106
慢性消化器疾患	76
変化を伴う症候群	26
皮膚疾患	10
骨系統疾患	12
脈管系疾患	3
計(重複計上)	786
実人員	761

- ウ 実施主体 県、中核市
- エ 補助率 国 1 / 2、県 1 / 2
- オ 予算額 201,219 千円

15 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

ア 目的

児童福祉法第 6 条の 2 第 2 項に規定する小児慢性特定疾病児童等に対し、車イス等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図るとともに、小児慢性特定疾病児童等の健全育成を図る。

イ 事業概要

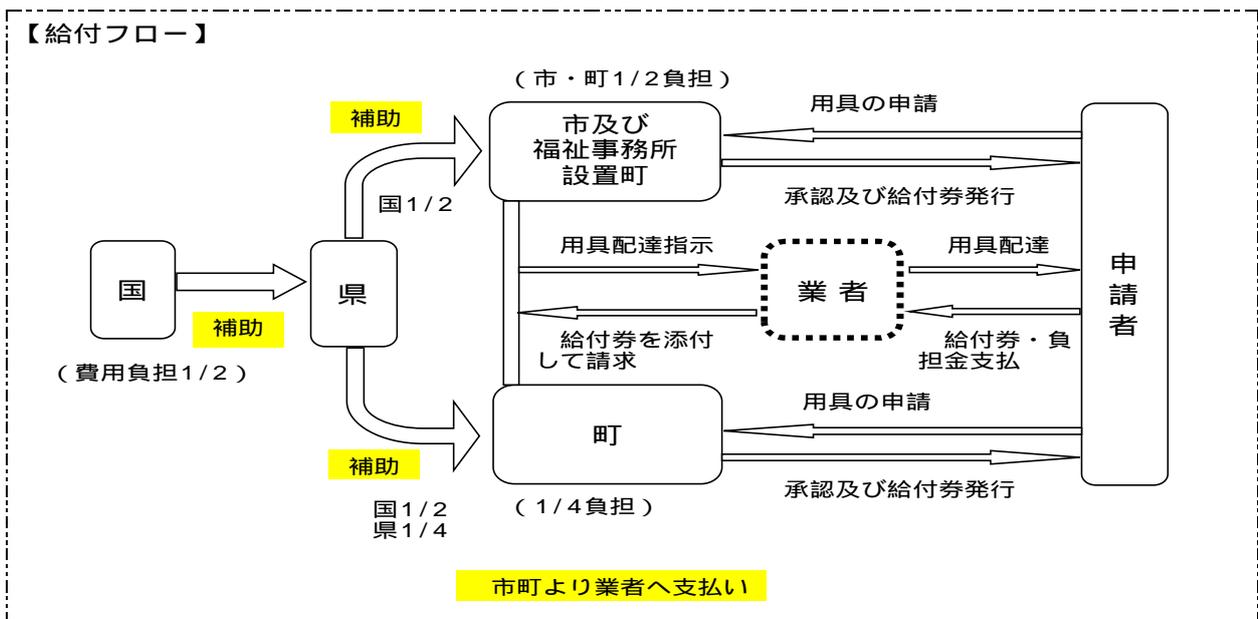
- (ア) 対象者 小児慢性特定疾病医療受給者証を持つ者（他給付事業等の対象でない者）
- (イ) 用具給付方法 実施主体の市町が、用具の製作もしくは販売業者に委託
- (ウ) 対象額 日常生活用具給付の基準額から給付対象者の負担すべき額を控除した額

ウ 実施主体 市町

エ 補助率

市及び福祉事務所を設置している町 国 1 / 2、市町 1 / 2
 上記以外の町 国 1 / 2、県 1 / 4、町 1 / 4
 国負担額は、県から市及び町へ補助

オ 予算額 1,760 千円



16 母子保健管理事業（県単）

ア 目的

母子保健に対する知識の普及・啓発と最新情報を提供し、健やかに子どもを産み育てる環境づくりを行うとともに、保健師・母子保健推進員等の資質の向上を図る。

イ 事業概要

市町保健師、保健所保健師、地域母子保健従事者等を対象とした研修会を開催する。

ウ 実施主体 県

エ 予算額 403 千円

17 母子保健専門強化事業

(1) 先天性代謝異常等検査事業

ア 目的

先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症は、放置すると知的障害などの症状をきたすため、新生児について血液によるマス・スクリーニング検査を行い、異常を早期に発見し、障害の重症化を防止する。

イ 事業概要

(ア) 対象者 新生児

(イ) 対象疾病 フェニルケトン尿症、メイプルシロップ尿症、ホモシスチン尿症等の 21 疾病

(ウ) 検査機関 (公財)長崎県健康事業団

ウ 実施主体 県

エ 予算額 28,773 千円

(2) 新生児マススクリーニング検査実証事業

ア 目的

近年の治療薬の開発等により、先天性代謝異常等検査対象疾患追加の必要性が指摘されているなか、モデル的に重症複合免疫不全症（SCID）、脊髄性筋萎縮症（SMA）を対象とするマススクリーニング検査を実施し、対象疾患の拡充に向けたデータ収集のための情報提供等、国の調査研究と連携・協力を行う。

イ 事業概要

(ア) 対象者 新生児

(イ) 対象疾病 重症複合免疫不全症（SCID）、脊髄性筋萎縮症（SMA）

(ウ) 検査機関 (公財)長崎県健康事業団

ウ 実施主体 県

エ 予算額 42,590 千円（国 1 / 2、県 1 / 2 負担）

(3) A T L ウイルス母子感染防止対策事業

ア 目的

A T L キャリア妊婦を発見し、その妊婦から出生した子に対し、新たなキャリア化防止を講ずる対策を行い、A T L の撲滅を図る。

イ 事業概要

(ア)対象者 希望する妊婦

(イ)検査時期 妊娠初期以降

ウ 実施主体 県

エ 予算額 5,192 千円

(4) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

ア 目的

身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度難聴の児童の補聴器購入費用を助成することにより、早期装用による聴力、言語発達、コミュニケーション障害、情緒障害の改善を図り、児童の健やかな発達を促す。

イ 事業概要

対象児童

長崎県内に居住し、両耳の聴力レベルが各々30 デシベル以上で、身体障害者手帳交付対象外の18歳未満の児であり、専門医により補聴器の装用が必要認められるもの。

所得制限なし

ウ 実施主体 市町

エ 補助率 県1/3、市町1/3、本人負担1/3

オ 予算額 1,554 千円

(5) 妊活 LINE サポート事業

ア 目的

不妊について気軽に相談できる LINE を活用した相談や正しい情報の提供を行い、不妊に悩む方の精神的不安を軽減するとともに、不妊の早期検査・治療につなげることで、出産の希望を叶える。

イ 事業概要

(ア) LINE 相談(1人年度内3回まで)

(イ) セミナーの開催

(ウ) 相談登録者への情報発信

(エ) 相談登録者を対象とした調査

(オ) 周知媒体の作成

ウ 実施主体 県

エ 予算額 2,200 千円(国1/2、県1/2)

18 健やか親子21推進事業

(1) 母子保健医療推進事業(県単)

ア 目的

地域における母子保健事業の総合的、効果的な実施及び母子保健施策のあり方について関係者と協議検討を行う。

イ 事業概要

(ア) 地域母子保健推進協議会の設置(保健所)

(イ) 相談・支援体制づくり(保健所等)

ウ 実施主体 県

エ 予算額 804 千円

健やか親子21シンボルマーク



(2) 発達障害児支援体制整備事業(地域生活支援事業)

ア 目的

発達障害児の支援ニーズや成長段階に応じた一貫した支援の取組を実践し、その分析・検証を行うことで発達障害児に対する有効な支援手法の普及を図る。

イ 事業概要

(ア) 地域発達支援体制整備研修会

(イ) 学童期の発達支援研修会

(ウ) ペアレントメンター派遣事業

(エ) ペアレントプログラム普及事業

(オ) 広報啓発

ウ 実施主体 県

エ 予算額 6,243 千円

(3) 乳幼児健診充実強化事業

ア 目的

1. 6、3歳児健診の状況把握及び発達障害等早期支援のための乳幼児健診マニュアルを用いた標準化に向けた検討、また、発達障害の早期発見に有用である5歳児健診の県内市町での実施に向けた取組を進めるとともに、健診従事者の専門性の向上を図り、こどもの発達障害の早期発見・早期療育につなげる。また、発達障害児等への切れ目のない支援体制の整備を図る。

イ 事業概要

(ア) 切れ目のない支援体制整備及び乳幼児健診情報を学校教育へつなぐ連携強化に向けた検討

(イ) 健診後の支援体制整備の構築の検討

ウ 実施主体 県

エ 予算額 294 千円

(4) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

ア 目的

児童福祉法第19条の22の規定に基づき、慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の事業を行う。

イ 事業概要

(ア)相談支援事業

- a 療育相談指導
- b 巡回相談指導
- c 自立に向けた相談支援

(イ)小児慢性特定疾病児童等自立支援員による支援

ウ 実施主体 県、中核市

エ 予算額 6,314 千円

19 健やか親子サポート事業

(1) 性と健康の相談センター事業

ア 目的

プレコンセプションケア（男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促す取り組み）を含め、男女問わず性や生殖に関する健康支援を総合的に推進し、ライフステージに応じた切れ目のない健康支援を実施する。

イ 事業概要

- (ア) 思春期、妊娠・出産、不妊・不育等に関する専門的な相談支援
- (イ) 生殖や妊娠・出産に係る正しい知識等に関する講演会の開催
- (ウ) 相談対応を行う相談員の研修養成
- (エ) 男女の性や生殖、妊娠、出産、不妊治療等に関する普及啓発
- (オ) 児童・生徒向けの性に関する教育等を行う専門家等に対する研修

ウ 実施主体 県

エ 予算額 1,071 千円（国1 / 2、県1 / 2）



(2) 妊娠出産包括支援推進事業

ア 目的

市町に対し、連絡調整会議の開催や保健師等の専門職への研修を実施し、市町が妊娠・出産包括支援事業を実施するための体制整備を推進する。

イ 事業概要

(ア) 市町との情報共有のための連絡調整会議の開催

(イ) 市町保健師等への専門研修の開催

ウ 実施主体 県

エ 予算額 316 千円 (国 1 / 2、県 1 / 2)

20 妊婦のための支援給付事業 (旧出産・子育て応援交付金事業)

ア 目的

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する市町を支援する。

イ 事業概要

補助対象

伴走型相談支援及び経済的支援に要する経費

ウ 実施主体 市町

エ 補助率 妊婦等包括相談支援事業 (旧伴走型相談支援)

国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町 1 / 4

妊婦のための支援給付交付金 国 10 / 10

(旧出産・子育て応援給付金 国 2 / 3、都道府県 1 / 6、市町 1 / 6)

オ 予算額 41,910 千円

21 発達障害者支援事業

(1) 発達障害者支援センター運営事業

ア 目的

発達障害児(者)とその家族からの様々な相談に応じ、情報提供や助言等を行うとともに、関係機関との連携を強化し、各種研修会等を実施することにより発達障害者に対する地域における総合的な支援体制整備の推進を図る。

イ 事業概要

(ア) 発達障害児等及びその家族等に対する発達相談支援

(イ) 発達障害児等及びその家族等に対する就労相談支援

(ウ) 関係施設及び関係機関等に対する普及啓発及び研修

ウ 実施主体 県

エ 予算額 18,260 千円 (県 1 / 2、国 1 / 2)

(2) 長崎県発達障害児・者総合支援推進会議

ア 目的

発達障害児・者支援関係機関が発達障害児・者に関する情報等を共有し、総合的かつ継続的な支援体制を構築していく長崎県発達障害児・者総合支援推進会議を設置し、支援における各分野の役割分担の明確化と支援方策実施のための効果的な連携方策の構築、また、県民に対する発達障害に関する理解促進のための啓発活動を推進する。

イ 事業概要

(ア) 発達障害児・者総合支援推進会議の開催

(イ) 就労支援部会の開催

ウ 実施主体 県

エ 予算額 190 千円 (国 1 / 2、県 1 / 2)

2.2 子ども子育て支援事業

(1) 乳児家庭全戸訪問事業

ア 目的

すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談、助言その他の援助を行うとともに支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る。

イ 事業概要

生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問し、以下の内容を実施すること。

育児に関する不安や悩みの傾聴、相談

子育て支援に関する情報提供

乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握

支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整

ウ 実施主体 市町

エ 補助率 国 1 / 3、県 1 / 3、市町 1 / 3

オ 予算額 12,052 千円

(2) 養育支援訪問事業

ア 目的

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童もしくはその保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る。

イ 事業概要

対象家庭を訪問し、以下の内容を実施すること。

妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援

出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援

不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や児童の発達保障等のための相談・支援

児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援

- ウ 実施主体 市町
- エ 補助率 国1/3、県1/3、市町1/3
- オ 予算額 2,283千円

(3) 親子関係形成支援事業

ア 目的

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする。

イ 事業概要

児童との関わり方や子育てに悩みを抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。

- ウ 実施主体 市町
- エ 補助率 国1/3、県1/3、市町1/3
- オ 予算額 0千円（R7年度は事業を実施する市町が無い見込のため）

23 妊産婦等相談支援ネットワーク構築事業

ア 目的

産科・精神科・小児科・行政の関係機関が連携することにより、妊娠中から支援を要する妊婦を早期に把握し、フォローアップする体制を構築するとともに、児童虐待の予防及び早期発見につなげていく。

イ 事業概要

産科・精神科・小児科と行政の連携 **みる・つなぐ** の強化

メンタルヘルスに不調を抱えていると思われる妊産婦について、協力可能な精神科医等が専門的な支援を行い、行政においては妊娠期からの早期支援が行える体制を整える。また、発見・支

援の網の目を広げるため、小児科との連携体制を構築する。

(ア) 協議会の開催

県下の産科・精神科・小児科など医療機関や行政等の関係機関の代表から成る協議会を開催する。

(イ) 妊産婦等相談支援連携窓口一覧表の作成・更新

妊産婦を診療可能な精神科医療機関及び相談支援窓口の一覧表を作成し、関係機関へ配布する。

(ウ) 症例検討会

各市町や各医療機関が抱える、妊産婦のメンタルヘルスに関わる複雑困難な事例について症例検討会を開催する。

ウ 実施主体 県

エ 予算額 1,009 千円 (国 1 / 2、県 1 / 2)

2.4 不妊治療費助成事業 (県単)

ア 目的

不妊治療のうち、生殖補助医療に併せて行われる先進医療に要する費用の一部を助成することにより、出産を希望しながらも不妊に悩む方々が安心して妊娠、出産できる環境づくりの推進を図ることを目的とする。

イ 事業概要

(ア) 対象者

・生殖補助医療以外の治療法によっては、妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された者であって、生殖補助医療の保険診療を行う保健医療機関において、保険収載されている治療を受けた夫婦 (事実婚も含む)

(イ) 助成内容

a 助成回数

・初めて助成を受ける際の治療開始の年齢

(年齢、回数、その他については保険診療の条件に準ずる)

39歳までの方

43歳になるまでに通算6回まで

40歳以上42歳までの方

43歳になるまでに通算3回まで

b 助成額

・1回の治療周期で要した先進医療にかかる費用の7割を、5万円を上限として助成

ウ 実施主体 県

エ 予算額 12,500 千円

2.5 ママの安心出産～産後支援事業

ア 目的

産後ケア事業を県内どこでもだれでも安心して利用することができるよう、市町、県産婦人科医

会、県助産師会との集合契約締結や産後ケアアプリの導入など広域的な支援を実施する。

イ 事業概要

- (ア) 市町、県産婦人科医会、県助産師会との集合契約締結
- (イ) 子ども・子育て支援法に基づく産後ケア事業に対する補助
- (ウ) 産後ケアアプリの導入
- (エ) 妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費補助
- (オ) 遠方の産科医療機関等における妊婦健診に係る交通費補助

ウ 実施主体 県

エ 予算額 29,263 千円

【給付班】

1 ひとり親家庭等自立支援事業

(1) 自立支援給付金事業

ア 目的

ひとり親家庭の就業を促進するため、職業能力の開発のための講座の受講料の助成や就職に有利となる高度な技能・資格取得のための生活費の負担軽減を行う。

イ 事業概要

(ア) 自立支援教育訓練給付金

県(市)が指定した教育訓練講座を受講する場合、教育訓練修了後、受講料を一部助成。

a 対象者 児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあるひとり親家庭の父母

b 対象講座 県(市)が指定する講座

c 支給額 受講料の6割相当

雇用保険の教育訓練給付金の受給資格のある方についても受給対象となり、その差額が支給されます。

(イ) 高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の父母が、就職に有利な技能・資格(介護福祉士、保育士、看護師等)を習得するため、6か月以上養成機関で修業する場合、給付金を支給し、生活費の負担軽減を行う。

a 支給金額

【市町村民税非課税世帯】 月額 100,000円(修業期間最後の12月:140,000円)

【市町村民税課税世帯】 月額 70,500円(修業期間最後の12月:110,500円)

b 支給期間 修業期間の全期間(資格取得のために4年課程が必要となる者等を対象に上限4年)

高等職業訓練修了支援給付金

(入学時における負担を考慮し、一時金として修了後に支給する。)

【市町村民税非課税世帯】 50,000円

【市町村民税課税世帯】 25,000円

ウ 実施主体 県(郡部)及び市(市部)

エ 補助率 国3/4、県(市)1/4

オ 予算額 16,140千円

(2) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(再掲)

ア 目的

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進資金を貸し付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とする。

イ 事業概要

資金の種類は、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者に貸し付ける入学準備金及び養成機関

の課程を修了し、資格を取得した場合に貸し付ける就職準備金とする。

一定の要件を満たせば返還免除

ウ 予算額 15,300 千円

(3) ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業(再掲)

ア 目的

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借り上げに必要となる資金の貸付制度を創設することにより、就労又はより稼働所得の高い就労、子どもの高等教育の確保などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とする。

イ 事業概要

母子・父子自立支援プログラムを策定し、就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組むひとり親に対し、就労に資する住居の借り上げに要する資金を貸し付ける。

就労につながった場合、1年間の就労継続後、貸付金の償還を免除

ウ 予算額 59,040 千円

2 児童扶養手当等給付費

(1) 児童扶養手当給付費

ア 目的

父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図る。

イ 事業概要

(ア) 支給の対象及び要件

父または母と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、又は20歳未満で政令に定める程度の一定の障害の状態にある者を、監護する母、監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は当該父母以外の者で当該児童を養育する養育者に対し手当を支給する。

(イ) 支給除外要件

- a 児童が日本国内に住所を有しないとき。
- b 児童が児童福祉法第6条の四第一項に規定する里親に委託されているとき。
- c 児童が父又は母と生計を同じくするか、母又は父の配偶者に養育されているとき。(父又は母の配偶者が一定の障害の状態にあるときを除く)
- d 父、母又は養育者が日本国内に住所を有しないとき。

(ウ) 支給制限要件

- a 父、母、養育者又は同一生計の扶養義務者の前年(1月~9月までは前々年)の所得が一定限度以上であるとき
- b 父、母、養育者の所得

扶養親族 1 人の場合	1,070,000 円未満	全額支給
”	1,070,000 円以上 ~ 2,460,000 円未満	一部支給停止
”	2,460,000 円以上	全部支給停止

(工) 申請先 市町役場 (認定 - 都道府県知事、市長、福祉事務所設置町長)

(オ) 支給額

月 額	児童 1 人	46,690 円	(一部支給停止者 46,680 ~ 11,010 円)
	第 2 子以降加算額	11,030 円	(一部支給停止者 11,020 ~ 5,520 円)

(カ) 支払期と方法

毎年 1 月、3 月、5 月、7 月、9 月、11 月の 6 期にそれぞれの前月までの 2 ヶ月分を指定金融機関へ口座払いの方法により支払う。

(キ) 費用負担 国 1 / 3、県 2 / 3 (但し、旧法に係る分は国 1 0 / 1 0)

ウ 予算額 600,259 千円

(2) 特別児童扶養手当給付費

ア 目的

精神又は身体に障害を有する在宅児童について、特別児童扶養手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図る。

イ 事業概要

(ア) 支給の対象及び要件

20 歳未満の重度又は中度の障害児を監護する父母又は養育者に対し、手当を支給する。

(イ) 支給除外要件

- a 児童が日本国内に住所を有しないとき。
- b 児童が福祉施設 (収容) に入所しているとき。
- c 児童が障害を支給事由とする公的年金給付を受けることができるとき。
- d 父母又は養育者が日本国内に住所を有しないとき。(障害児福祉手当は併給可)

(ウ) 支給制限要件

- a 父母、養育者又は同一生計の扶養義務者の前年 (1 月 ~ 6 月までは前々年) の所得が一定限度以上であるとき。
- b 父母、養育者の所得

扶養親族 1 人の場合	4,976,000 円未満	全額支給
”	4,976,000 円以上	全部支給停止

c 同一生計の扶養義務者の所得

扶養親族 1 人の場合	6,536,000 円以上	全部支給停止
-------------	---------------	--------

(工) 申請先 市町役場 (認定 - 都道府県知事)

(オ) 支給額

児童 1 人につき	1 級 (重度)	月額	56,800 円
	2 級 (中度)	月額	37,830 円

(カ) 支払期と方法

毎年4月、8月、12月(11月繰上支給)の3期にそれぞれ前月までの4ヶ月分を、指定金融機関へ口座払いの方法により支払う。

(キ) 費用負担 全額国庫



令和7年度

福祉保健部子ども政策局の概要

令和7年5月

発行：長崎県福祉保健部子ども政策局

〒850-8570

長崎市尾上町3番1号

電話：095-895-2681

FAX：095-895-2554

E-Mail：s04810@pref.nagasaki.lg.jp